

八代海沿岸 海岸保全基本計画



芦北海岸

平成17年6月
(平成27年12月変更)

熊 本 県

はじめに

計画策定の背景

海岸法の改正

昭和31年に海岸法が制定され、台風による高潮や高波などから海岸の背後地の人命や財産を防護するために海岸整備が進められてきました。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋性レクリエーション需要の増大など社会的ニーズの変化を受け、平成11年に海岸法の一部改正が行われました。改正された海岸法では、総合的な観点から海岸管理を行うために、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が新たに目的として付け加えられました。

また、この改正で国が海岸保全の共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定めること、基本方針に基づき都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務づけられました。国は平成12年5月に、「国民共有の財産として『美しく、安全で、いきいきとした海岸』を次世代へ継承する」とした「海岸保全基本方針」を策定しています。

平成11年の台風18号による高潮災害

また、本県においては、平成11年の台風18号により八代海湾奥部において高潮が発生し大きな被害を受けました。その悲劇を繰り返さないため、「熊本県高潮対策検討会」において、高潮に対する防災対策のあり方について、検討がなされ熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示されました。

以上のことを受け、熊本県では、熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」と整合を図りつつ、学識経験者、関係市町長、関係海岸管理者、関係住民などの意見を踏まえ、今後、八代海沿岸の海岸保全を実施していくうえで基本となる「八代海沿岸海岸保全基本計画」を策定したものです。

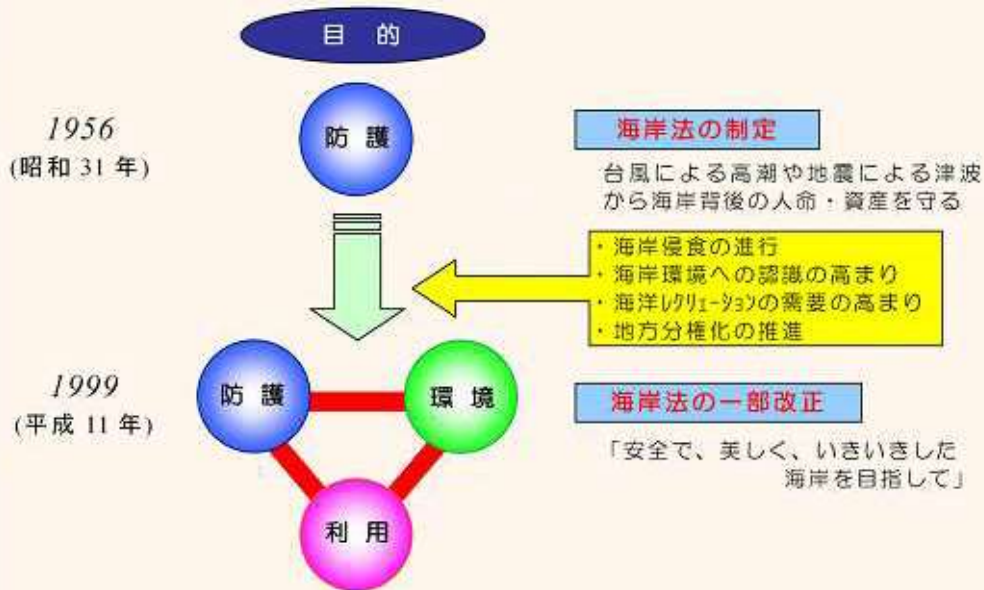
熊本県が目指す海岸づくり

各海岸・地域の個性を活かしながら「誰もが生活しやすい社会を創造する」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、プロセス（過程）を大切にしながら魅力ある海岸づくりに取り組んでいくことが重要です。また、関係行政機関、関係住民、学識経験者などとのパートナーシップに基づき、計画を実効的・効果的に推進していく必要があると考えています。

今後、安全で社会と自然が共生する海岸を目指して、本計画の基本理念である「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」に一層取り組んで参ります。

計画策定の背景～海岸法の改正

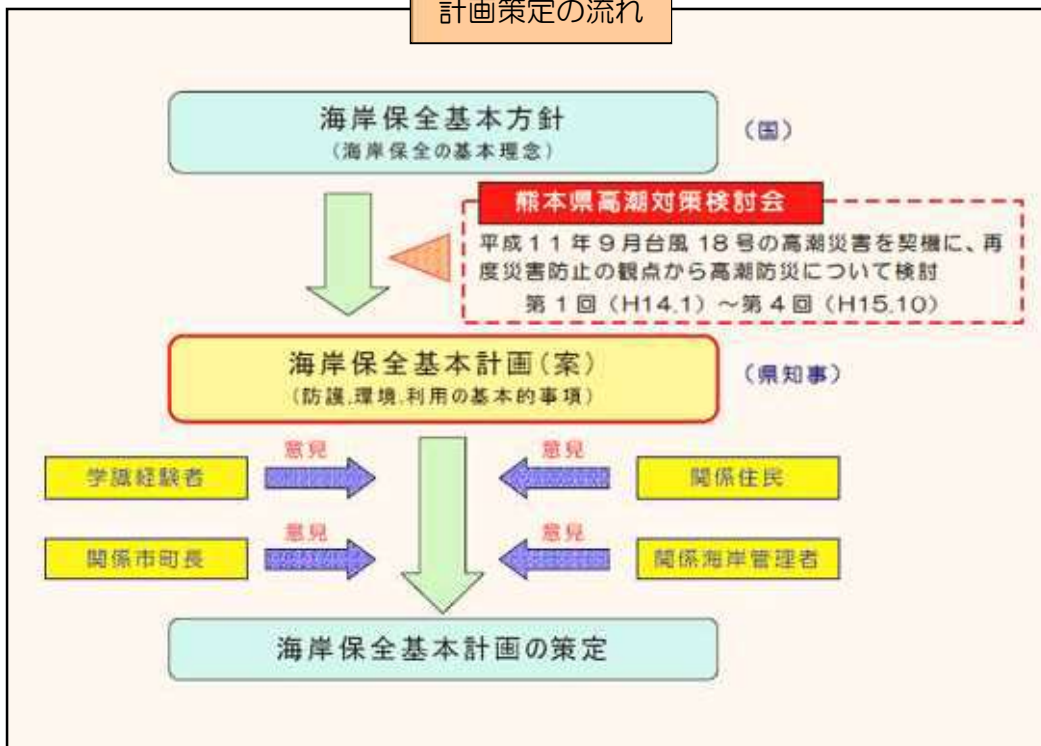
法目的の変化



主な改正事項

- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 地域に根ざした海岸管理の推進

計画策定の流れ



目 次

第1編 海岸の現況に関する事項

1 海岸の概況	2
2 海岸の現況特性	3
(1) 防護面から見た特性	3
(2) 環境面から見た特性	6
(3) 利用面から見た特性	10
(4) 現況特性のまとめ	13
3 海岸の課題	14

第2編 海岸保全の方向に関する事項

1 保全に対する基本理念と基本方針	17
2 海岸の防護に関する事項	19
(1) 前提事項	19
(2) 防護の目標「想定最大高潮」	19
(3) 施設整備の目標「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」	20
(4) 侵食対策の目標	21
(5) 防護に関する施策	21
3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	24
4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	25

第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 海岸保全施設を整備しようとする区域	26
2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	26
(1) 海岸保全施設の種類	26
(2) 海岸保全施設の規模	26
(3) 海岸保全施設の配置	26
3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	26
4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	27

第4編 海岸保全基本計画の実施に向けて

1 関連計画との整合性の確保	28
2 地域住民の参画	28
3 情報の収集、公開、共有化	28
4 ハードとソフトが一体となった総合的な海岸保全の推進	28
5 既存施設の有効活用	28
6 計画の見直し	28

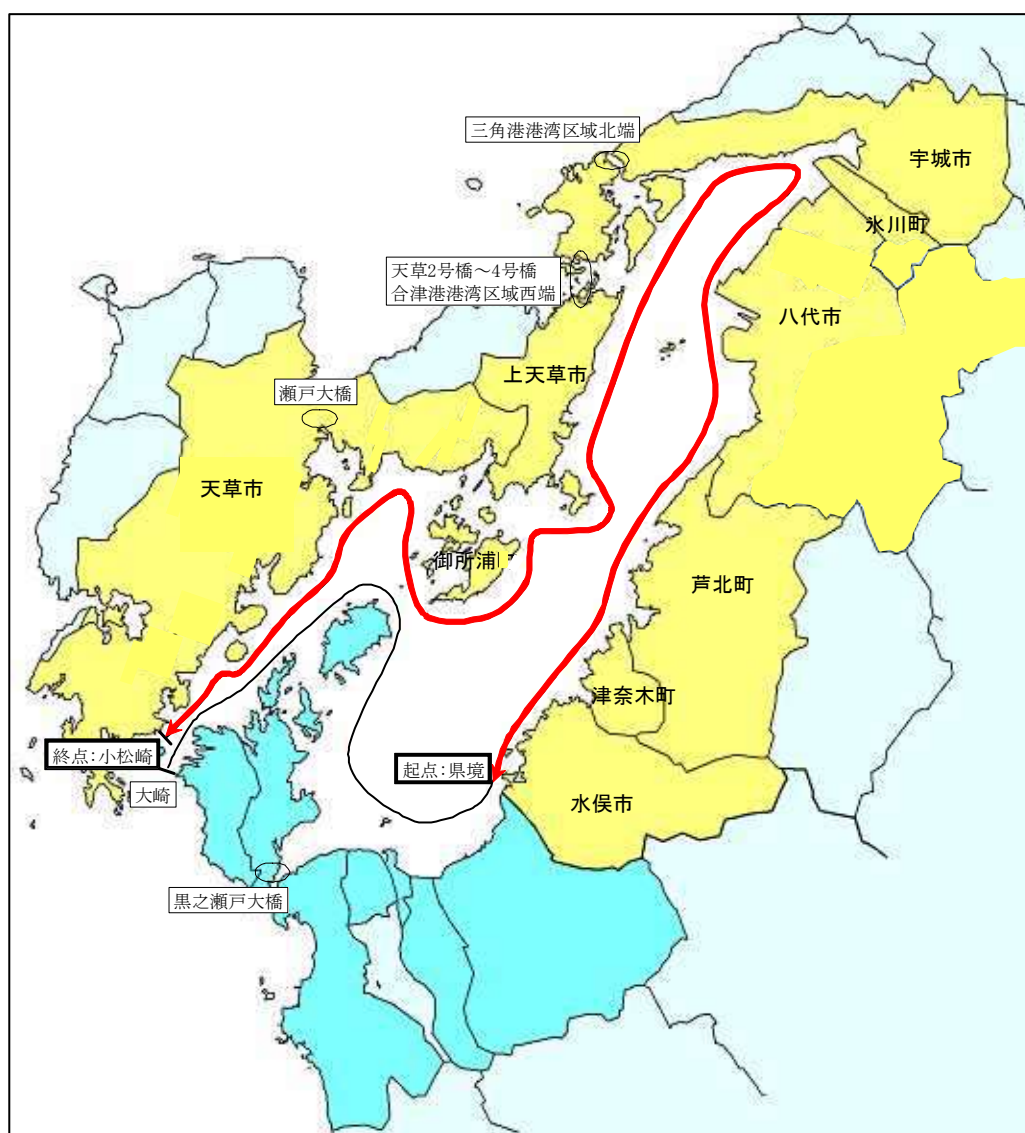
第1編 海岸の現況に関する事項

本海岸保全基本計画を策定する範囲は、国が策定した海岸保全基本方針に基づき、表ならびに図に示す沿岸域とする。

また、陸域並びに海域の範囲は、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域および一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」）とする。

八代海沿岸海岸保全基本計画を策定する範囲

県名	沿岸名	区域		備考
		起点	終点	
熊本	八代海沿岸	水俣市大字袋 字茂道地先 (県境)	天草市久玉町小松 崎 (天草下島)	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。 天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋および合津港港湾区域北端を境界とする。 三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。



1. 海岸の概況

八代海は九州本土と天草諸島などに囲まれた閉鎖性の高い海域で、その海岸線は熊本県と鹿児島県に属している。熊本県に属する海岸線は、約552kmに及び、リアス式海岸や多島海、干拓堤防などで形成されている。八代海に海岸線を有する熊本県の市町は5市3町(下記参照)で、その人口は約36万人である。(平成27年4月現在)

また、海岸保全区域延長は約321kmで約58%となっている。(平成15年度末、海岸統計)

関 係 市 町
水俣市、 (芦北郡) 津奈木町、芦北町
八代市、 (八代郡) 氷川町、
宇城市
天草市
上天草市

沿岸域は、干拓地を除いたほとんどの区域が雲仙天草国立公園をはじめとする自然公園に指定されており、多島海や断崖など優れた景観を有している。また、湾奥部に発達する広大な干潟にはムツゴロウやハクセンシオマネキなどの海洋生物が生息し、また、八代海南部には藻場が分布しているなど豊かな自然に恵まれている。

同時に、海上輸送や沿岸漁業を通して地域の生活や経済に深いつながりを持ち、海水浴といった海洋性レクリエーションなどによる海とのふれあいの場ともなっている。

また一方では、台風の常襲地帯であることから過去において幾度となく被害を受け、高潮対策として堤防・護岸の整備や改良がなされてきたが、平成11年9月の台風18号では多大な被害を受けている。

2. 海岸の現況特性

(1) 防護面から見た特性

○地形・地質

天草諸島の海岸線はリアス式海岸や多島海などで形成され、水俣・芦北地域の海岸線はリアス式海岸などで形成されている。また、八代平野の海岸線は干拓堤防で形成されており前面に干潟が広がっている。

海底地形は、八代海北部は湾奥部に広がる干潟に代表される水深20m以浅の遠浅な地形であり、南部に位置する長島海峡から内湾に続く海域では水深50m以深の急峻な地形である。

八代海の東部においては河口部で砂れきや泥土が堆積し、自然に陸化した複合三角州と人工的な干拓地からなっている。芦北地域と天草諸島は堆積岩、宇土半島と水俣地域は火山性岩石からなる。

○海象(潮位、波浪、潮流等)

八代海の潮汐は干満の差が大きく、潮位差は約4mもあり日本有数である。閉鎖性水域であるため、通常波浪は穏やかであるが、台風時には吹き寄せ効果などにより海面上昇量は大きくなる。

八代海を南北方向に流れる潮流が卓越し、その流れは複雑である。

○背後地の状況

海岸付近における土地利用は、森林と干拓により造成された農地が大半であるが、重要港湾などの背後地には工業用地や市街地など、漁港の背後地には集落などが見られる。宇土半島において国道266号が海岸沿いに位置し、八代平野においても九州新幹線、JR鹿児島本線、肥薩おれんじ鉄道、国道3号などの交通機関が位置する。

○海岸保全施設の整備状況

八代海沿岸においては、高潮対策事業、侵食対策事業及び海岸環境整備事業などを実施してきた。海岸保全施設の整備は、全般的には護岸、堤防、消波工などを用いた線的防護方式が中心であるが、芦北地域や天草諸島においては、緩傾斜護岸や養浜、潜堤、離岸堤、突堤などの施設による面的防護方式により整備した海岸もある。

一部の海岸保全施設では、老朽化や沈下、及び土砂堆積などによる樋門の閉塞などが生じている。



海岸環境整備事業(御立岬海岸)



樋門の土砂堆積(豊川海岸)



突堤、養浜(中形浦海岸)



緩傾斜護岸(湯の児海岸)



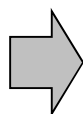
堤防(消波工)(金剛海岸)



緩傾斜護岸(上天草港海岸)



和鹿島地区(整備前)



和鹿島地区(整備後)

○海岸災害の特徴

【高潮・高波】

八代海は閉鎖性水域であり、外洋からの進入波の影響を受けにくいいため、通常は静穏である。しかし、台風の常襲地帯であり、湾口が南向きであること、遠浅な海底地形であることから、吹き寄せ効果による海面上昇が大きくなり、高潮が発生しやすく被害を受けやすい地域である。

平成11年9月の18号台風では、八代海の西側を台風が北上したことに加え、満潮（大潮）に向かい潮位が上昇している時間帯であったこともあり、宇城市不知火町松合地区で多くの犠牲者を出す結果となった。

【侵食・堆積】

八代海沿岸の一部には砂浜海岸が見られ、局所的な侵食はあるものの、背後地を脅かすほどの大規模な侵食被害は見られない。また、球磨川などの河川の河口部などでは土砂堆積に伴い干潟が発達しており、樋門の排水不良による背後地の湛水被害が懸念されている。

【津波・地震】

熊本地方気象台が昭和6年に三角検潮所を設置し観測を開始したが、これまでに津波は観測されていない。また、津波として文献に記録されているものも、眉山の崩壊による津波以外に3件しかなく、高潮や高波の記録と比較すると極めて少ない状況である。また、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」で引用されている「日本被害津波総覧」においても、熊本県を含め九州西岸の周辺海域における津波の発生は記述されていない。



浸水による被害(宇城市不知火町)



越波による被害(上天草市龍ヶ岳町)

○海岸防護を取り巻くその他の事項

広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象^{*}による周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されている。

※エルニーニョ現象は、太平洋の赤道から南米のペルー沿岸にかけての海域で海面水温が高い状態が続く現象で、同じ海域で海面水温が低い状態が続く現象がラニーニャ現象である。また、インド洋の熱帯域において、東部で海面水温が低くなり、西部で海面水温が高くなる現象がダイポールモード現象である。

(2) 環境面から見た特性

○流入河川

日本三大急流の1つと言われる一級河川の球磨川(流域面積1,880km²、延長552km、支流川数81)をはじめ、二級河川の氷川、佐敷川、水俣川などの11河川が八代海に流入している。

○自然海岸

熊本県における自然海岸の延長は、平成7～8年の環境庁の調査では387.9km(全海岸延長の37%)であり、海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下している(昭和53年から平成8年にかけて熊本県全域で41.2km(10%)減少)。

○水質

海域における「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年環境庁告示第59号)において、カドミウム、総水銀などの健康項目については環境基準を達成している。COD、全磷、全窒素などの生活環境項目のうちCODについては、八代海域の大半はA類型(COD:2mg/L以下等)、港周辺においてはB類型(COD:3mg/L以下等)、八代港周辺で部分的にC類型(COD:8mg/L以下等)の類型指定を受けているが、平成15年度において、全ての環境基準点でCODの環境基準を満たしている。また、全磷、全窒素の生活環境項目については、海域全てにおいて環境基準(I～III類型)を達成している。

一方、海水浴場の水質判定は、AA判定(ふん便性大腸菌群数:不適出等)及びA判定(ふん便性大腸菌群数:100個/100mL以下等)である。

また、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生などの現象が見られる。

○藻場

砂質底である八代市周辺にはアマモ場があり、岩礁地帯である天草諸島付近のガラモ場ではヒジキやホンダワラ類などの海藻が繁茂している。

しかしながら、全域で見ると八代海における藻場の繁茂密度・面積ともに減少傾向である。



アマモ場

○干潟

平成6年3月の環境庁「海域生物環境調査報告書」によると、北部の宇土半島から八代市日奈久まで、広大な干潟が形成されている。日奈久以南から鹿児島県境の水俣市までは山が海岸まで迫っているため、干潟はほとんどなく局部的なものとなっている。底質は、湾奥部の宇城市不知火町、松橋町、小川町などでは、泥質が主体であり、氷川町以南になると細砂～微砂が主体となる。

また、平成元年の環境省調査では、河川の流入する河口周辺干潟の清澄度が落ちてきたこと、あるいは干潟に浮泥が多く蓄積しているなどの変化が記されており、底生物への影響が懸念される。

さらに、報告書によると、熊本県の干潟の面積はわが国最大（平成元年環境庁調べで10,836ha）であり、埋立てなどによる干潟の消失が見られると記されている。（環境庁調べで昭和53年から平成元年にかけて熊本県全域で干潟が310ha（3%）減少）



球磨川河口干潟

○動・植物

【動物相】

湾奥部の干潟や球磨川河口をはじめとして、「レッドリストくまもと2004」で絶滅危惧Ⅱ類のムツゴロウ、ハクセンシオマネキなどの海洋生物の生息域であると同時に、渡り鳥の餌場であり、絶滅危惧ⅠB類に分類されているクロツラヘラサギや、ヘラシギなどのシギ・チドリ類、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモを始めとした鳥類が飛来する。また、貝類などの底生生物についても数多く確認されている。



ハクセンシオマネキ



ムツゴロウ

【植物相】

海浜植物としては水俣市のハマナツメ自生地、御所浦町のハマサジ群落が確認されている。

また、長島海峡付近ではサンゴが確認されている。



ハマナツメ

○景観・自然公園

雲仙天草国立公園、芦北海岸県立自然公園、三角大矢野海辺県立自然公園が指定されており、上天草市大矢野町周辺は景観条例により景観形成地域が指定されている。これらの地域は内海に点在する多島海と断崖など優れた景勝地である。

湾奥部では、広大な干潟の景観や、夏の夜半に微風が吹いた際、水平線の海上に光が点滅する「不知火」の現象が見られ、この「不知火」については、古来から様々な文献に登場するほか、現在でも多くの研究書が執筆されており、詩歌の題材としても有名で文化的価値も高い。



芦北海岸県立自然公園



不知火

○海岸環境を取り巻くその他の事項

河川から流出してくる流木の漂着、海岸利用者が残していくゴミや不法投棄などに対し、海岸愛護月間(7月)を設け、重点的に海岸の清掃活動などを実施しているが、今後もゴミなどの処理については対策が必要である。

また、一部の海岸ではレジャーなどで無秩序な車両の乗り入れによる人為的な影響が懸念される。



清掃活動

(3) 利用面から見た特性

○背後人口

海岸線を有する市町は8市町で、その人口は約36万人（平成27年4月現在）であり、八代市を中心とした湾奥部周辺、水俣市、天草市などに集中しており、特に、芦北地域、宇土半島、天草諸島では平地が少ないことから、港を中心とした市街地や海岸周辺の集落に人口が集中している。また、芦北地域や天草諸島の人口は減少傾向にある。

○歴史・文化

縄文時代の貝塚や古墳など海岸付近に多く見られる遺跡は古くから海岸線に生活圏があったことを示しており、歴史的な価値から指定文化財として保護されているものも多い。江戸時代から本格化した八代干拓は年代とともに海岸線を前進させ、地域生活に潤いを与えてきた。国の重要文化財に指定された郡築樋門をはじめ、干拓に関連する遺跡も近年文化財として認識されるようになり、調査保護が進められている。明治初期に近代的な港として建設された三角西港も歴史的に価値が高く、国の重要文化財として保護・整備活用が図られている。

万葉集に歌が収められている芦北の野坂の浦は、景勝地として知られ、付近にあるうたせ船の発着場からの行き帰りの船上から万葉歌碑を見ることができる。



旧郡築新地甲号樋門(八代市)



野坂の浦の万葉歌碑(芦北町)



石積ふ頭(宇城市)

○沿岸の利用状況

【産業活動(漁業・港湾)】

産業は、広大な農地と豊富な水資源に支えられる農業、干潟や静穏域での養殖などの漁業、芦北水俣や天草地域における観光業、八代水俣周辺の工業と様々な産業が見られる地域である。

漁業活動の拠点となる漁港は、第一種と第二種の54漁港が八代海沿岸に位置している。八代海北部ではアサリなどの採貝、クルマエビ、カニ類などを対象とする流し網や手繰り網が主であり、南部ではタチウオ、マダイを目的とする吾智網、チリメンを採る機船船曳網が主である。また、湾奥でのノリ、天草諸島周辺におけるマダイ・ブリ・トラフグ・クルマエビ・真珠の養殖も盛んである。しかし、近年の水産業は、資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化などが進行し、併せて、八代海における赤潮によるノリ及び魚類養殖に対する被害の発生や漁業生産の減少により極めて厳しい状況となっている。

沿岸に位置する港湾は、重要港湾である八代港と三角港を含めた11港湾であり、地域の発展に貢献するとともに、地域の生活を支えている。

【観光・レジャー活動】

ポケットビーチを利用した海水浴、干潟での潮干狩り、大矢野島周辺に多く位置するマリーナや釣り場、うたせ船などの観光漁業、松島での海中観察、湯の児のフィッシングパークなど、様々な海洋性レクリエーションが行われている。また、花火大会や祭りなど海岸を利用したイベントや臨海学校などの学習の場としての利用も行われている。

海岸利用の多様化により一部の海岸利用者と地域住民・漁業者との間でトラブルや事故が発生している。



湯の児海岸



棚底諏訪宮秋の大祭



サーフィン(芦北町)



ビーチバレー(芦北町)

【海岸利用を取り巻くその他の事項】

沿岸全体としては直立式の堤防・護岸が多いため、水際線に近づくことが困難である区間の割合が高い海岸が多いが、水際線へのアクセス性に配慮した階段護岸やスロープなどを整備している海岸もある。

海水浴場と併せて駐車場、トイレ、休憩施設などの施設が整備されている海岸もあり、海岸利用者の利便性の向上に貢献している。しかしながら、一部利用者のマナーの悪さによる設備の破損や落書きなどが見受けられる。

○交通体系

主な交通体系は、水俣市から宇土半島にかけては、九州新幹線とJR鹿児島本線及び国道3号、部分供用されている高規格道路の南九州西回り自動車道であり、宇土半島から天草諸島においてはJR三角線、国道266号、国道324号及び国道389号である。また、沿岸域を結ぶフェリー・旅客船は地域の重要な交通機関となっている。

○環境学習の場

八代海沿岸に現存する干潟を含む浅海には、多種多様な底生生物が生息しており、球磨川河口において、干潮時にはシギ・チドリ類などの渡り鳥が餌場と休息を求めて飛来するため、干潟観察会や野鳥観察会など自然生態系と直接触れ合うことができる環境学習の場として利活用されている。



野鳥群れ(球磨川河口)



野鳥観察会(球磨川河口)

(4) 現況特性のまとめ

(1)～(3)に、八代海沿岸における現況の特性を記載したが、下表のとおり一覧表に整理した。

八代海沿岸の現況特性			
防 護	海岸地形	<ul style="list-style-type: none"> ・芦北地域はリアス式海岸、天草諸島はリアス式海岸及び多島海 ・湾奥部は堤防により直線的な海岸線、前面に干潟 	
	海象特性	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性水域であるため、通常時の波浪は静穏 ・台風時には、吹き寄せ効果などにより海面上昇量は大きい ・潮位差は約4m、潮流は南北方向に卓越し、恒流は複雑 	
	背後地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・芦北地域、天草諸島は平地が少なく、港を中心とした市街地や集落が点在 ・八代平野は低平地(干拓地)で農用地、市街地が発達、鉄道、幹線道路、港湾も存在 ・宇土半島は平地が少なく集落が点在、幹線道路が海岸沿いに存在 	
	主な海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的に護岸や堤防による線の防護が中心 ・芦北地域、天草諸島などで一部で、離岸堤、港堤、人工海浜などの面的防護 ・一部で老朽化、沈下 	
	主な海岸災害	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に越波被害、特に湾奥部では平成11年の台風18号により大きな被害 ・一部海岸に局部的侵食による被害 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化や周期的な気候・海洋変動などに伴う海面上昇、台風の大型化の懸念 	
環 境	主な流入河川	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川の球磨川(延長552km)、二級河川は11河川 	
	海域の水質 (類型指定状況等)	<ul style="list-style-type: none"> ・A類型が大半で、港周辺ではB類型、八代港周辺では部分的にC類型 ・CODは湾奥部の2つの環境基準点において未達成、海水浴場の水質はAA～A ・有害赤潮の増加、貧酸素水塊の発生 	
	藻場	<ul style="list-style-type: none"> ・八代平野付近の砂質干潟にアマモ場 ・天草諸島周辺の岩礁地帯に海藻類が広範囲に点在 ・現存藻場面積は減少傾向 	
	干潟	<ul style="list-style-type: none"> ・湾奥、宇土半島は泥質干潟、八代平野南側は砂質干潟 ・芦北地域、天草諸島においては部分的に存在 ・干潟の泥質化 	
	注目すべき動物	<ul style="list-style-type: none"> ・湾奥部におけるムツゴロウやハクセンシオマネキ ・八代平野付近の干潟にクロツラヘラサギを始め、鳥類が飛来 	
	注目すべき植物	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣のハマナツメ、御所浦のハマサジ 	
	海岸景観	<ul style="list-style-type: none"> ・天草諸島周辺でのリアス式海岸や多島海景観 ・芦北地域のリアス式海岸 ・湾奥部は広大な干潟 	
	自然公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・天草諸島における雲仙天草国立公園 ・芦北地域における芦北海岸県立自然公園 ・上天草市大矢野町周辺における三角大矢野海辺県立自然公園 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水に起因するゴミや流木の漂着 ・一部で車両乗り入れ ・ゴミの不法投棄 	
利 用	背後人口	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市を中心とした湾奥周辺、水俣市、天草市に集中 ・芦北地域、天草諸島は、人口が減少傾向 	
	歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・干拓の歴史(郡築樋門など歴史的建造物) ・海岸付近における貝塚や古墳などの文化財 ・芦北の野坂の浦、三角西港の石積ふ頭など 	
	沿岸の 利用状況	産業 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・八代港、水俣港、三角港における物流、人流
		漁業・ 水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣芦北周辺は、タチウオ・マダイ・イワシ類、小型底引き網によるクルマエビなどの沿岸漁業が盛ん ・湾奥部は、アサリ・カニ類などの採貝、刺し網による漁業の他、ノリの養殖も盛ん ・天草諸島周辺は、マダイ・ブリ・トラフグ・クルマエビ・真珠などの養殖漁業が盛ん
		観光・ レジャー 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・芦北・水俣地域、天草地域では、海水浴、釣り、水上スキー、ジェットスキー、ダイビング、ヨットなど
その 他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防、護岸が多く海浜へのアクセスは悪い ・一部で、海岸利用者のマナーが悪く、漁業者や地区住民とトラブル発生 		
交 通	<ul style="list-style-type: none"> ・九州本土、宇土半島は、鉄道や道路が主 ・天草諸島は、道路や航路(フェリー、旅客船) ・九州新幹線や南九州西周り自動車道が部分開通 		

3. 海岸の課題

八代海沿岸の現況特性などから、特に海岸に対する影響が大きい項目について、防護面・環境面・利用面における課題を抽出した。

【海岸の防護に関する課題】

- ・ 湾奥部の八代平野背後地は、住居・道路・鉄道・農地などが集積した低平地(干拓地)が広く存在し、芦北地域・天草諸島は山地が海に迫り海岸付近に集落・道路が集積している。
- ・ 台風の常襲進路に位置し、平成11年9月の台風18号により湾奥部において、大きな高潮被害が発生しており、今後も高潮や高波による越波や浸水の被害が懸念される。また、閉鎖性水域であるため干満の差が大きく、吹き寄せによる海面上昇量も大きい。
- ・ 広域的・長期的な視点から、地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化、特に海水面の上昇や台風の頻発化・大型化などの防災上の影響が懸念されている。
- ・ 施設整備による防災対策には限界があるため、防災情報の収集・提供や避難体制の強化などによる防災・減災の必要性が生じている。
- ・ これまでの整備により一定の安全性は確保されているものの、一部の区間については新たに海岸保全施設の整備が必要な箇所や、施設の老朽化などに伴う機能低下が見られ、対応が必要な箇所もある。
- ・ 土砂堆積により閉塞した樋門などへの対応が必要である。
- ・ 熊本県の近海や八代海における津波発生の可能性、規模などについて検討が必要である。

【海岸環境の整備及び保全に関する課題】

- ・ 水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟や藻場などが減少している。
- ・ 海岸保全施設の整備などにより自然海岸の割合が低下している。
- ・ 湾奥部などの広大な干潟、各地の藻場、貴重な動物・植物などの豊かな自然環境に配慮する必要がある。
- ・ 雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園に代表されるリアス式海岸や多島海などの良好な海岸景観に配慮する必要がある。
- ・ 有機物の堆積をはじめとする水質、底質など海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊が見られる中で、二枚貝をはじめとする水産資源の減少やノリの養殖など、漁業生産量は減少を続けている。
- ・ 良好な海岸環境を保全するため、海浜への車両の乗り入れ、ゴミの不法投棄、その他海岸環境を損なう心ない行為、洪水に起因するゴミや流木などへの漂着などについても対応が必要である。

- ・ 従来、土砂管理について山地、河川、海岸などを個別に考えてきたが、水系一貫した土砂の管理・制御の考え方が必要となってきたとともに、環境負荷、栄養塩などについても同様に水系一貫の考え方が必要となってきた。
- ・ 地球温暖化やエルニーニョ・ラニーニャ、ダイポールモード現象なども含めた周期的な気候・海洋変動などを要因とする、気温、海水温の上昇や降水などの気候パターンの変化、さらには海面の上昇などが予想されており、これらの環境変化が及ぼす干潟をはじめとする生態系への影響が懸念される。

【海岸における公衆の適正な利用に関する課題】

- ・ 天草諸島周辺におけるマダイ、ブリ、クルマエビなどの養殖、湾奥部におけるノリの養殖業などの水産業が盛んであるが、一方で水産資源の減少も見られるため、漁業への配慮が必要となる。
- ・ 芦北・水俣地域、天草地域を中心に、海水浴、釣り、ダイビング、水上スキーなどのレジャー・スポーツなどが盛んである。一方、沿岸には三角西港や旧干拓堤防をはじめとする歴史的建造物などが存在し、これら多種多様な海岸利用や文化財保護への配慮が必要となる。
- ・ 多様化する海岸利用へのニーズに対し、沿岸は堤防、護岸が多く、海浜や干潟へのアクセスが十分ではない。
- ・ 海岸利用者と地域住民、漁業者などの間でのトラブルの発生や、一部海岸利用者のマナーの悪さが見受けられるため、ルールづくりなどの対応が必要である。

八代海沿岸の課題

防 護

- ・湾奥部は背後に住居・道路・鉄道・農地等が集積した低平地（干拓地）が広く存在し、芦北地域・天草諸島は山地が海に迫り海岸付近に集落・道路が集積
- ・閉鎖性水域（干満の差が大、吹き寄せによる海面上昇が大）
- ・湾奥部における平成11年の台風18号による大きな被害等が発生
- ・地球温暖化や周期的な気候・海洋変動などを要因とする気象・海象の変化
- ・施設整備による防災対策の限界
- ・海岸保全施設の老朽化等
- ・干潟の上昇の影響（樋門の閉塞等）
など

- ・干潟・藻場の減少
- ・自然海岸の割合低下、施設による自然環境への影響が見られる海岸あり
- ・湾奥部の干潟や各地の藻場、貴重な動物、植物等の要配慮
- ・雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園に代表されるリアス式海岸や多島海などの優れた自然景観の要配慮
- ・水質悪化（赤潮・貧酸素水塊の発生）
- ・干潟や海域の底質の泥質化等
- ・ゴミの不法投棄や車両乗り入れ等の問題
- ・洪水に起因するゴミや流木の漂着
- ・水系一貫の土砂管理、栄養塩や環境負荷
など

環 境

- ・天草諸島周辺はマダイ、ブリ、クルマエビなど、湾奥部はノリなどの養殖業が盛んであり、それら漁業への要配慮

- ・水産資源の減少
- ・芦北・水俣地域、天草地域を中心に、海水浴、釣り、ダイビング、水上スキー等のレジャー・スポーツなど、多種多様な海岸利用への要配慮
- ・海岸の遺跡や三角西港、旧干拓施設などの文化財への要配慮
- ・堤防、護岸が多いことによる海浜や干潟へのアクセスの悪さ
- ・海岸利用者と地域住民、漁業者等の間でのトラブルの発生、マナーの悪さ

利 用

注：課題は単純に「防護」、「環境」、「利用」の分野に分類出来ず、複数の分野にまたがる課題も多い。よって、分野の重複をイメージするために各円は重なっている。

第2編 海岸保全の方向に関する事項

1. 保全に対する基本理念と基本方針

海岸は海と陸と大気が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請があるため、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間でもある。このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これまでの海岸保全では、人命や財産を災害から護ることを中心に取り組み、結果として、防護の面で大きな効果を発揮したが、一方で自然環境への負荷につながった側面がある。これからは、社会と自然が共生する海岸を目指し、防護とともに良好な海岸環境の保全・再生と有効に利用できる海岸づくりに取り組んでいくことが重要である。

そこで熊本県では、各海岸・地域の個性を活かしながら、沿岸域全体として防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進することとし、次のとおり基本理念を定めた。

防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進

基本理念に基づき、八代海沿岸の防護・環境・利用における方針を次のように定める。

【防護：海岸の防護に関する基本方針】

平成11年9月の台風18号の災害を踏まえて、高潮や波浪などによる災害から背後地の人命や財産を防護するために、自然環境や海岸利用に配慮しながら、沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づく海岸保全施設の整備や機能維持を引き続き行う。

さらに施設の能力を超えた高潮や波浪などによる災害発生に対処するため、行政と住民が一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を進める。

【環境：海岸環境の整備及び保全に関する基本方針】

多様な生物が生育・生息する八代海の湾奥部に代表される干潟や藻場をはじめとした自然環境や、雲仙天草国立公園、三角大矢野海辺県立自然公園、芦北海岸県立自然公園の指定区域に代表されるような良好な海岸景観などの次世代に継承すべき環境の保全と再生に努める。

【利用：海岸における公衆の適正な利用に関する基本方針】

養殖をはじめとした各種漁業、水俣・芦北、天草地域を中心としたレジャー・スポーツ及び憩いの場、学習の場など、海岸利用における多様なニーズに対し、地域の文化や歴史を尊重しつつ、自然環境や防護に配慮しながら、多くの人々が有効に利用できる海岸づくりに努める。

(施策の展開)

上記基本方針を受け、熊本県は、海岸保全に関する施策などにより「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全」を推進する。

なお、推進に当たっては、行政機関、地域住民、学識経験者などの連携を図るとともに、防護・環境・利用の施策間の連携により効果的な施策の展開に努める。

※1 ソフト対策：施設整備以外の対策を総称してソフト対策と呼ぶ。それに対して施設整備をハードもしくはハード対策と呼ぶ。

※2 地域住民：NPO、NGO、町内会、漁業協同組合、水防団など住民により組織された団体も含む。

2. 海岸の防護に関する事項

基本方針に基づき、海岸の防護に関する事項を次のように定める。

(1) 前提事項

○熊本県高潮対策検討会

平成11年9月の台風18号の高潮災害を再び繰り返すことのないように、学識経験者、関係省庁機関、マスコミ、病院、消防といった防災関係者からなる「熊本県高潮対策検討会」において、熊本県の海岸防災の重要な方向性や施策が示された。その方向性を各沿岸における「防護」の基本方針・施策に反映するなど、検討会の結果を本計画に十分に反映させた。

○津波に対する防護

津波の特徴として、発生の予測が難しいこと、津波の規模把握が難しいこと、さらに津波の持つ流体力が著しく大きいことなどがある。

本県においては、津波の発生事例が少ないものの、津波に対しても備える必要があるため、津波高を想定しそれに基づき対応を検討する。

○地球温暖化等への対応

地球温暖化に伴う海面上昇などの影響については、「*地球温暖化に伴う海面上昇に対する国土保全研究会」の最終報告（平成14年5月）を踏まえ、上昇量の推定などの今後の研究結果を注視しながら対応を検討する。

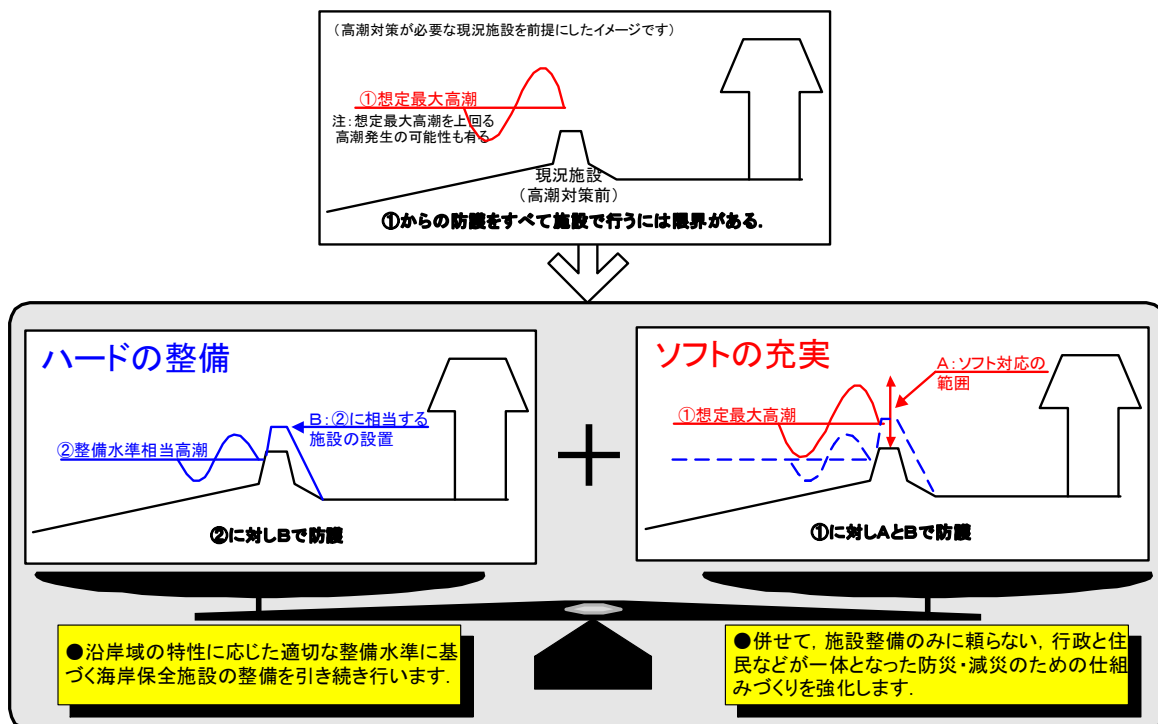
*国土交通省が、平成13年8月に有識者からなる「地球温暖化に伴う海面上昇に対する国土保全研究会」を設置。地球温暖化に伴う海面上昇に対応した望ましい国土保全のあり方について検討。基本的な考え方や現時点で考え得る施策について取りまとめられている。

(2) 防護の目標「想定最大高潮」

熊本県では、防災・減災を進めるために、防護の目標として「想定最大高潮」*を設定した。「想定最大高潮」とは、熊本県の沿岸域を中心とした過去の気象観測資料に基づき、適切な数値計算モデルによって得られる熊本県沿岸域全域の「想定される最大規模の台風により起こされる高潮、高波」のことをいう。

「想定最大高潮」に対して、「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」に基づく海岸保全施設の整備と、行政、住民などが一体となった防災・減災のための仕組みづくりを中心としたソフト対策を、バランス良く一体的・総合的に進めていく。

※ 過去に熊本県に影響を与えた5つの主要台風を、様々なコースにくまなく走らせるシミュレーションを実施し、その結果から抽出される各地点における最大値を「想定最大高潮」とした。高潮の数値計算モデルとしては、浅い海域における高潮現象の再現が可能な熊本大学滝川研究室のモデルを使用した。なお、温暖化の進行などにより「想定最大高潮」を越える高潮が発生する可能性も皆無ではないことも認識する必要がある。
(資料編参照)



(3) 施設整備の目標「沿岸域の特性に応じた適切な整備水準」

熊本県では、沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づくとともに、ソフト対策と一体となった施設整備を推進する。

整備水準は以下に示す2つの条件を満たすものとする。

- 条件1 台風18号（平成11年9月）の高潮災害を防止するために必要とした八代海湾奥での施設規模と同等の安全度を確保する。（整備水準相当高潮）
- 条件2 費用対効果に見合った事業費・規模により整備する。
(投資する費用と防災効果の比率が1：1以上)

(4) 侵食対策の目標

侵食により著しく背後地に被害が予想される海岸においては、必要な侵食防止を図るものとする。

(5) 防護に関する施策

基本方針及び(2)～(4)に基づき、防護に関して以下の施策を推進する。

①海岸保全施設整備の推進

沿岸域の特性に応じた適切な整備水準に基づき、必要な施設を、背後地の重要性、緊急性などを勘案しつつ計画的に整備する。

整備に当たっては、沿岸に位置する砂浜、岩礁、海岸林などが有する自然の防護機能の活用や、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努めるとともに、自然環境や良好な景観へできる限り影響が少なくなるよう配慮する。

②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実

海岸における潮位などの防災情報を関係市町に伝達するとともに、防災関係、ライフライン、報道の各機関や地域住民などと共有し、防災活動に活用するために、「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実を図る。

③高潮ハザードマップ作成支援

沿岸市町による高潮ハザードマップの作成を支援するために、高潮が発生する可能性の高い地域や高潮による浸水範囲を把握するために必要な情報及び、より効果的なマップとするための住民参加などの策定手法についての情報を関係市町に提供する。

④「高潮に関するホームページ」の機能充実

高潮に関する日常的な啓発・広報、災害・防災情報などの情報拠点とするために、「高潮防災に関するホームページ」の機能充実を図る。併せて、海岸の環境保全や利用についての情報も発信する。

⑤関係機関による各種イベント等の開催

高潮に対する防災・減災に対して関心を持ってもらうために、関係機関と連携を図りながら、最新情報や体験の場を提供する各種イベントなどを開催する。

⑥防災関係機関対象の防災講習会実施

高潮災害に対し適切な対応を行うための知識や技術の取得に向けた講習会を開催する。

⑦高潮防災訓練等の実施

防災関係機関や地域住民の防災意識や技術を持続するために、高潮防災訓練などを実施する。

⑧自主防災組織の活性化支援

地域住民の自主防災組織の組織率の向上と組織の活性化に向け、市町村・県民を対象としたパンフレット、ビデオ、手引きの作成、自主防災組織活性化セミナーの開催などにより支援を図る。

⑨地域防災計画の充実

沿岸市町の防災活動の指針である「地域防災計画」に対し、高潮対策を盛り込む市町の増加や内容の充実を図られるよう情報提供を行う。

⑩海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設について、関係機関や地域住民と連携・協力を図りながら適切な管理を行う。また、必要に応じて施設の点検を行い、老朽化した海岸施設や閉塞樋門の機能回復を図るために維持補修や改修を行う。その場合においても、防護・環境・利用の調和が取れた新たな手法の採用などに努める。

事例：②「熊本県統合型防災情報システム」の機能充実(H16. 6. 14一部運用開始)



※ このシステムでは、潮位、風向・風速の他にも、気象、雨量、河川水位、土砂災害危険度情報、ダム情報などの防災情報をインターネットで一元的に発信している。うち、気象、潮位、河川水位、土砂災害危険度情報については、メールなどで市町村へ送信する。

事例：④「高潮に関するホームページ」の機能充実(H16. 4. 7運用開始)



※ 熊本県の沿岸における高潮のシミュレーションを行うことができるホームページで、高潮に関する情報と合わせて高潮に対する理解が深まるような仕組みになっている。

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

基本方針に基づき、環境に関して以下の施策を推進する。

①多様な生物の生育・生息環境への配慮

多様な生物の生育・生息する藻場や干潟、砂浜をはじめとした豊かな自然環境に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度や本県が独自に導入している「熊本県環境配慮システム」などの環境配慮の手続きを実施する。

また、防護、利用と調和を図りながら、喪失した自然の再生に向けた取組みを推進する。

②良好な海岸景観への配慮

リアス式海岸、多島海、白砂青松海岸、広大な干潟など、良好な海岸景観に影響が少なくなるようできる限り配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

なお、整備に当たっては、「熊本県景観条例」に基づく「公共事業景観形成指針」を遵守する。

③環境教育の展開

行政機関、地域住民、学識経験者、教育機関などの連携も図りながら、観察会、清掃活動、イベント、情報提供などを通して環境教育を展開する。

④環境保全に向けた海岸管理

海浜への車両乗り入れ、ゴミの不法投棄、油流出事故などの海岸環境に負荷を与える行為に対処するため、行政機関や地域住民などと連携を図った海岸管理に努める。



ヘラシギ



多島海景観(上天草市)

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

基本方針に基づき、利用に関して以下の施策を推進する。

①多様な海岸利用への配慮

漁業、レジャー・スポーツ、憩いの場、学習の場などの多様な海岸利用に配慮しつつ、海岸保全施設を整備する。

②海岸における快適性・利便性の向上

誰にでも利用しやすい海岸へのアクセス路、休憩施設、わかりやすい案内標識などのユニバーサルデザインを取り入れた海岸保全施設を整備するなど、海岸における快適性・利便性の向上に努める。

③海岸利用のマナー向上

多くの人々が有効に海岸を利用できるように、マナー向上のための啓発活動を実施する。

④学習・教育の場としての海岸の利用

自然体験学習や防災教育など、学習・教育の場として海岸を利用する。

⑤情報の提供による海岸の利用促進

ホームページなどを活用し、レジャー・イベント情報やアクセス情報などの海岸に関する情報の発信・提供を行い、海岸の利用を促進する。



海水浴場(御立岬公園)



マナー向上のための看板

第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

本計画の第2編で定めた「海岸保全に関する基本的な事項」を推進するため、海岸保全施設の整備について、以下の事項を別表及び別図に記載する。

ただし、区域、記載事項については、現在施設整備を実施している箇所・事項もしくは今後実施が想定される箇所・事項を記載しており、今後、施設の整備に当たり区域、記載事項の変更が生じることが想定されるため、その場合は適宜見直しを実施する。

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、海岸背後の宅地、農地、道路などに対して被害の発生が想定されるなど、海岸保全施設の新設、改修や維持・補修などが必要な箇所で、別表及び別図に設定した区域とする。必要に応じて区域などの見直しを実施する。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の種類、規模及び配置などについては、別表及び別図に記載している。実施に当たっては、社会情勢や技術開発の進歩などを考慮しつつ、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見も聴取しながら、適切な海岸保全施設の整備手法の採用に向けて具体的な検討を行い、その結果記載事項に変更が生じる場合は見直しを実施する。

(1) 海岸保全施設の種類

現在の海岸保全施設もしくは今後整備が想定される施設の種類を記載する。実施に当たっては、海象や地形などの各種条件、環境・景観への配慮、背後の土地利用状況、周辺の整備内容、行政機関、地域住民、学識経験者などの意見により総合的に施設の種類を決定する。

(2) 海岸保全施設の規模

海岸保全施設の規模は、整備地区毎の施設延長及び代表天端高^{*}を示すものとする。

※天端高：構造物の最上端の高さ

(3) 海岸保全施設の配置

海岸保全施設の配置は、施設整備を行う地区、地名及びその区域を示すものとする。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設については、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることか

ら、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置は、別表及び別図のとおりとする。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設による受益の地域及びその状況は、海岸保全施設の整備によって高潮・高波などによる災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用状況などを示すものとし、別表及び別図のとおり設定する。

第4編 海岸保全基本計画の実施にむけて

本計画において、八代海沿岸における現況の特性を整理、課題を抽出し、それに基づき、社会と自然が共生する海岸を目指した「防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全の推進」という基本理念と防護、環境、利用の基本方針を定め、実現に向けた施策を示した。

行政機関、地域住民、学識経験者などとの連携・パートナーシップにより実効的かつ効果的に計画を推進することが重要であり、また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら施策を実施するものとする。

ここでは、本計画の実施に向けて留意すべき事項について記載する。

1. 関連計画との整合性の確保

「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」をはじめとして、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画と整合性を確保する。

2. 地域住民の参画

海岸保全基本計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、海岸保全基本計画が実効的かつ効果的に執行できるよう、策定段階、実施段階を通じて適宜地域住民の参画を得る。

3. 情報の収集、公開、共有化

海岸の防護、環境及び利用について、調査や研究及び情報の収集に努めるとともに、事業計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する効果や影響を必要に応じて示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。また、情報の共有化を進めるための取組みを検討・実施する。

4. ハードとソフトが一体となった総合的な海岸保全の推進

より効果的に海岸保全を推進するために、各施策間の連携を図りながらハードとソフトが一体となった総合的な施策の進め方を検討する。

5. 既存施設の有効活用

適正な維持管理を行いつつ既存施設を有効に活用することにより、コスト削減や環境への負荷の軽減などに努める。

6. 計画の見直し

海岸保全の推進に向け、各施策の実施状況、海岸保全に関する技術の進歩、社会状況の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しに取り組むものとする。

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性	
						延長 (km)	代表 先端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表 先端高 (T.P.m)		地域	状況			内容	
1	茂道漁港海岸	水俣市大字袋字茂道地先	(水)	護岸 消波工		0.69		0.69		別 図 参 照	水俣市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
2	湯堂漁港海岸	水俣市大字袋字湯堂地先	(水)	護岸		2.03		2.03	水俣市の一部		住宅地、工業用地、農用地、その他	高潮対策				
3	水俣港海岸	水俣市梅戸地先	(港)	護岸		0.99		0.99	水俣市の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	侵食対策				
4	丸島海岸	水俣市大字浜地先	(農)	堤防		0.43		0.43	水俣市の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	—	堤防前面に埋立地が造成されたため対策計画なし			
5	湯の児海岸	水俣市大字大迫字崎～字上外平地先	(建)	護岸 離岸堤 突堤		2.07		2.07	水俣市の一部		住宅地、商業業務地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。			
6	早栗海岸	水俣市大字大迫地先	(農)	護岸		0.42		0.42	水俣市の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人エリーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
7	大迫海岸	水俣市大字大迫字軍崎～字浜田地先	(建)	堤防 消波堤 樋門		0.47		0.47	水俣市の一部		工業地、商業業務地、農用地	高潮対策				
8	男島海岸	芦北郡津奈木町大字小津奈木字白浜～大字岩城字浜崎地先	(建)	堤防 樋門		2.00	3.0～4.1	2.00	3.0～4.1		津奈木町の一部	住宅地、工業地、農用地、その他		高潮対策		
9	古川海岸	芦北郡津奈木町大字岩城字浜～字蛭子地先	(建)	護岸 樋門		1.40		1.40	津奈木町の一部		住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策				
10	大泊漁港海岸	芦北郡津奈木町大字岩城字蛭子～字仮泊地先	(水)	護岸		0.61		0.61	津奈木町の一部		住宅地、商業業務地、工業地、農用地、その他	高潮対策				
11	福浜漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜字犬瀬～字浜迫地先	(水)	護岸		1.39		1.39	津奈木町の一部		住宅地	高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
12	合串漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜字津々良～字松岡地先	(水)	護岸		4.12		4.12	津奈木町の一部		住宅地、農用地、その他	高潮対策				
13	福浦漁港海岸	芦北郡津奈木町大字福浜字長浜～字竹迫地先	(水)	護岸 消波工		2.27		2.27	津奈木町の一部		住宅地、商業業務地、その他	高潮対策				
14	大矢漁港海岸	芦北郡芦北町大字女島字池尻～字福浦地先	(水)	護岸 消波工		1.74		1.74	芦北町の一部		住宅地、農用地	高潮対策				
15	牛の水漁港海岸	芦北郡芦北町大字女島字牛の水～字京泊地先	(水)	護岸 消波工		1.01		1.01	芦北町の一部		住宅地、農用地	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)		地域	状況			内容	
16	佐敷港海岸(女島地区)	芦北郡芦北町大字女島地先	(港)	堤防、護岸		2.16	3.0~4.1	2.16	3.0~4.1	別 図 参 照	芦北町の一部	農用地,森林,	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人エリーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
16	佐敷港海岸(計石地区)	葦北郡芦北町大字計石地先	(港)	護岸、排水機場		1.75		1.75			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	既存護岸の耐震性強化を行う。維持補修や今後の新設・改良においては防護・環境・利用との調和を目指す。	
16	佐敷港海岸(鶴木山地区)	芦北郡芦北町大字鶴木山地先	(港)	護岸、消波工		1.00		1.00			芦北町の一部	住宅地,農用地,森林,		高潮対策		
17	佐敷海岸(計石地区)	芦北郡芦北町大字計石字西割~芦北町大字計石字東割	(建)	堤防		0.51		0.51			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策		
17	佐敷海岸(花岡西地区)	芦北郡芦北町大字計石字西割南~芦北町大字計石字的場尻	(建)	堤防樋門		1.59		1.59			芦北町の一部	住宅地,商業業務地,工業地,農用地,その他		高潮対策		
17	佐敷海岸(平生地区)	芦北郡芦北町大字女島字下浦~芦北町大字女島字中浦	(建)	堤防樋門		0.39		0.39			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策		
18	井手鼻海岸	芦北郡芦北町鶴木山字松手~字井手地先	(建)	護岸突堤 離岸堤		2.65		2.65			芦北町の一部	商業業務地,その他		高潮対策		
19	萩の越海岸	芦北郡芦北町大字海浦字萩の越地先	(建)	護岸突堤 離岸堤		0.76		0.76			芦北町の一部	その他		高潮対策		
20	海浦漁港海岸	芦北郡芦北町大字海浦字外平~字京泊地先	(水)	護岸		2.58		2.58			芦北町の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
21	田浦港海岸(和田地区)	芦北郡芦北町大字和田地先	(港)	護岸、突堤		0.36		0.36			芦北町の一部	農用地,森林,その他		侵食対策		
22	田浦港海岸(小田浦地区)	芦北郡芦北町小田浦地先	(港)	堤防、護岸、排水機場		3.51	3.51	芦北町の一部	住宅地,工業地,その他	高潮対策						
23	田浦漁港海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字太田~字岩崎地先	(水)	護岸 堤防水門		2.77	3.5~4.6	2.77	3.5~4.6	芦北町の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策				
24	御立岬海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字大田~字外平地先	(建)	護岸突堤 離岸堤		0.77		0.77		芦北町の一部	その他	高潮対策				
25	杉迫漁港海岸	芦北郡芦北町大字田浦町字外平地先	(水)	護岸		0.29		0.29		芦北町の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策				
26	井牟田漁港海岸	芦北郡芦北町大字井牟田字洲浜~字野添地先 芦北郡芦北町大字波多島字畑尻~字小島地先	(水)	護岸		1.65		1.65		芦北町の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性		
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	地域	状況			内容		
27	二見漁港海岸	八代市二見洲口町字明神田～ 字古川地先	(水)	護岸 堤防		0.62		0.62		八代市の一部	住宅地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			
28	洲口海岸	八代市洲口新地地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	1.42		1.42		八代市の一部	住宅地、農用地、 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。			
29	日奈久港海岸	八代市日奈久中町地先	(港)	護岸		3.70		3.70		八代市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や景観等に配慮した改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			
30	日奈久海岸	八代市日奈久町～塩南町地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	2.00		2.00		八代市の一部	住宅地、農用地、 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。			
31	明治新田海岸	八代市八代市日奈久塩北町三 番割～水島町字水島地先	(建)	堤防 水門・樋門		4.08		4.08		八代市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	施設補修	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			
32	金剛海岸	八代市平和町金剛地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	6.09		6.09		八代市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。			
33	八代港海岸 (内港地区)	八代市港地先	(港)	護岸		1.43		1.43		八代市の一部	住宅地、工業地、そ の他	高潮対策	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の 変状について、定期的に点検・評価を実施し、 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて 長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人エリーフについては、 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの 移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロックの補充等 による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を 確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、 設備の経年変化や劣化、損傷を調査すると ともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保 する。			
34	八代港海岸 (外港地区)	八代市新港町地先	(港)	護岸		3.55		3.55		八代市の一部	工業地、その他	高潮対策			必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
35	八代港海岸 (大島地区)	八代市大島町地先	(港)	堤防、護岸、 樋門		3.54		3.54		八代市の一部	住宅地、工業地、そ の他	高潮対策				
36	郡築海岸	八代市郡築町郡築地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	3.08		3.08		八代市の一部	住宅地、商業業務 地、工業地、農用地、 その他	高潮対策				
37	昭和海岸	八代市昭和同仁町地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	2.66		2.66		八代市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。			
38	文政海岸	八代郡鏡町鏡町大字北新地～ 大字宝出地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	6.00		6.00		鏡町の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策				
39	野崎海岸	八代市鏡町大字野崎～大字鏡 町字宝出五番割地先	(建)	堤防 樋門		4.73		4.73		八代市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			
40	和鹿島海岸	八代郡水川町大字網道地先～ 宇城市小川町住吉地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	7.41		7.41		水川町、宇城 市 の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。			
41	豊川海岸	宇城市松橋町砂川～御船地先	(農)	堤防 樋門		1.18		1.18		宇城市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			

別
図
参
照

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護 施策	内容
42	豊川海岸	宇城市松橋町沖塘字浅川～御船字四番割地先	(建)	堤防 樋門		1.89	5.3～6.5	1.89	5.3～6.5	宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
43	不知火海岸	宇城市不知火町長崎字弁天山～塩浜字沖須地先	(建)	堤防 護岸 樋門		2.01		2.01		宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
44	塩屋浦海岸	宇城市不知火町大字長崎地先	(農)	堤防 樋門	○	1.09		1.09		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
45	桂原海岸	宇城市不知火町長崎字千鳥湯～永尾字二本松地先	(建)	護岸		1.10		1.10		宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
46	永尾海岸	宇城市不知火町永尾字二本松～宇川添地先	(建)	護岸 消波堤		2.70		2.70		宇城市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
47	松合漁港海岸 (松合地区)	宇城市不知火町松合地先	(水)	護岸 堤防 消波工 水門		2.43		2.43		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護施設を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
48	松合漁港海岸 (救の浦地区)	宇城市不知火町松合地先	(水)	護岸 堤防 水門		0.93		0.93		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
49	松合海岸	宇城市不知火町大見～松合地先	(農)	堤防 樋門	○	0.99		0.99		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
50	大口海岸	宇城市三角町大口字鳥屋野地	(農)	堤防、離岸 堤 樋門	○	0.68		0.68		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
51	手場海岸	宇城市三角町手場字馬建～宇浜の田地先	(建)	堤防 護岸 離岸堤 水門・樋門		1.08		1.08		宇城市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、離岸堤の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
52	御船漁港海岸	宇城市三角町里浦字郡浦越～宇浜山地先	(水)	護岸		1.46		1.46		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
53	里の浦海岸	宇城市三角町里の浦地先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	0.65		0.65		宇城市の一部	住宅地、農用地 その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
54	郡浦漁港	宇城市三角町郡浦字矢房畑先	(水)	護岸 堤防		1.09		1.09		宇城市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		
55	新地海岸	宇城市三角町前越字漁崎～宇小金桁地先	(建)	堤防 護岸 突堤 樋門		0.49		0.49		宇城市の一部	住宅地,農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
56	金桁海岸	宇城市三角町前越字小金桁～中村字金桁地先	(建)	堤防 樋門		0.23		0.23		宇城市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策		

別
図
参
照

・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。
 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工エリーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。
 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確認する。

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性		
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護 施策	内容	
57	黒崎海岸	宇城市三角町波多字姥崎～宇黒崎地先	(建)	堤防 樋門		1.96		1.96		別 図 参 照	宇城市の一部	住宅地,商用業務 地,農用地,その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の 変状について、定期的に点検・評価を実施 し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの 移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロックの補充等 による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確 保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、 設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとと もに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な 維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築など を実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和の とれた海岸整備を目指す。	
58	尺の浦海岸	宇城市三角町戸馳字下尺の浦 ～字大迫又地先	(建)	護岸		0.12		0.12			宇城市の一部	住宅地,農用地		高潮対策		
59	三角港海岸 (東港地区)	宇城市三角町際崎地先	(港)	堤防、護岸、 排水機場		2.70		2.70			宇城市の一部	住宅地,商業業務 地,工業地,農用地		高潮対策		
60	三角港海岸 (西港地区)	宇城市三角町西港地先	(港)	護岸		1.88		1.88			宇城市の一部	住宅地,商業業務 地		高潮対策		
61	三角港海岸 (戸馳地区)	宇城市三角町戸馳地先	(港)	護岸		3.76		3.76			宇城市の一部	住宅地,商業業務 地,工業地,農用地, 森林,その他		高潮対策		
62	三角港海岸 (岩谷地区)	上天草市大矢野町岩谷地先	(港)	護岸		0.58		0.58			上天草市の一 部	住宅地,農用地		高潮対策		
63	三角港海岸 (登立地区)	上天草市大矢野町登立地先	(港)	護岸、 排水機場		5.36		5.36			上天草市の一 部	住宅地,商業業務 地,農用地		高潮対策		
64	三角港海岸 (四郎丸地区)	上天草市大矢野町四郎丸地先	(港)	護岸		0.72	2.8～6.0	0.72	2.8～6.0		上天草市の一 部	住宅地,農用地		高潮対策		
65	戸馳農地海岸	宇城市三角町戸馳字山の神地 先	(農)	堤防、樋門 消波工	○	0.35		0.35			宇城市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤 防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当 たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
66	戸馳漁港海岸	宇城市三角町戸馳字下出～宇 宮ノ内地先	(水)	護岸 堤防		1.47		1.47			宇城市の一部	住宅地、商業業務 地 農用地		高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築など を実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和の とれた海岸整備を目指す。
67	片島東海岸	宇城市三角町戸馳字牧地先	(建)	護岸		0.14		0.14			宇城市の一部	住宅地,農用地		高潮対策		
68	内潟片島漁港海 岸	宇城市三角町戸馳字辺田～宇 築切地先	(水)	護岸 堤防		1.94		1.94			宇城市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		
69	片島農地海岸	宇城市三角町戸馳字竜神～宇 築切地先	(農)	堤防 樋門	○	0.20		0.20			宇城市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤 防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当 たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
70	田井ノ浦漁港海 岸	宇城市三角町戸馳字野崎～宇 赤寄地先	(水)	護岸		0.80		0.80			宇城市の一部	住宅地、農用地		高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築など を実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和の とれた海岸整備を目指す。
71	大潟海岸	上天草市大矢野町登立字塔崎 ～字大潟地先	(建)	堤防 護岸 樋門		1.34		1.34		上天草市の一 部	住宅地,商業業務 地,農用地	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況			内容	
72	治郎田海岸	上天草市大矢野町登立字淵ヶ浦～字和田穂尾又番地先	(建)	護岸 突堤 樋門		2.42		2.42		別 図 参 照	上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
73	池の迫海岸	上天草市大矢野町登立字和田穂屋地先～中字海部田地先	(農)	堤防,護岸 樋門	○	1.98		1.98			上天草市の一部	住宅地,工業地 農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
74	鷹巣海岸	上天草市大矢野町中字海部田～字鷹巣地先	(建)	護岸 堤防 樋門		0.23		0.23			上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			
75	貝場漁港海岸	上天草市大矢野町中貝場地先	(水)	護岸 堤防		2.18		2.18			上天草市の一部	住宅地,農用地, その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
76	上天草港海岸 (柳港区)	上天草市大矢野町柳地先	(港)	護岸,防潮 堤,突堤		2.89		2.89			上天草市の一部	住宅地,工業地,農 用地,その他	高潮対策			
77	新開海岸	上天草市大矢野町中字城山～五把浦地先	(建)	護岸 突堤 樋門		3.25		3.25			上天草市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
78	蔵々漁港海岸	上天草市大矢野町蔵和蔵々地先	(水)	護岸 堤防		1.39		1.39			上天草市の一部	住宅地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
79	千崎海岸	上天草市大矢野町維和字滝ノ下～字千崎地先	(建)	護岸		0.72	2.8～6.0	0.72	2.8～6.0		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			
80	千崎海岸	上天草市大矢野町維和字千崎地先	(農)	堤防 樋門	○	0.42		0.42			上天草市の一部	住宅地,農用地	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
81	浪浦海岸	上天草市大矢野町維和字一丁崎～字浪之浦地先	(建)	堤防,護岸 突堤 樋門		0.63		0.63			上天草市の一部	住宅地,工業地,農 用地,その他	高潮対策			
82	梅木海岸	上天草市大矢野町維和字梅木～字塘山地先	(建)	堤防 護岸 突堤 樋門		0.78		0.78			上天草市の一部	住宅地,農用地,そ の他	高潮対策			
83	大桜海岸	上天草市大矢野町維和字北浦～新開地先	(建)	堤防 護岸 樋門		0.66		0.66			上天草市の一部	住宅地,農用地,そ の他	高潮対策			
84	千束漁港海岸	上天草市大矢野町維和千束地先	(水)	護岸		1.74		1.74			上天草市の一部	住宅地,農用地, その他	高潮対策			
85	鷺の浦海岸	上天草市大矢野町維和字北ヶ島～字小鷺浦地先	(建)	護岸 突堤		0.52		0.52			上天草市の一部	住宅地,商業業務 地,農用地,その他	高潮対策			
86	鷺浦漁港海岸	上天草市大矢野町維和下山地先	(水)	護岸 堤防		1.42		1.42			上天草市の一部	住宅地,農用地, その他	高潮対策			

※所管:(河)河川局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域			ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向性	
						延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況			内容	
87	下山海岸	上天草市大矢野町維和字下山	(建)	護岸		0.55		0.55		上天草市の一部	住宅地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
88	北前島海岸	上天草市松島町会津地先	(農)	堤防、樋門突堤	○	0.12		0.12		上天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
89	合津港海岸(前島地区)	上天草市松島町前島地先	(港)	護岸		0.55		0.55		上天草市の一部	住宅地	高潮対策	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
90	合津港海岸(稲戸地区)	上天草市松島町稲戸地先	(港)	護岸		2.75		2.75		上天草市の一部	住宅地,商業業務地,その他	高潮対策			
91	合津港海岸(先辺地区)	上天草市松島町先辺地先	(港)	護岸		0.69		0.69		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
92	上天草港海岸(阿村港区)	上天草市松島町阿村地先	(港)	堤防、護岸		6.80		6.80		上天草市の一部	住宅地,農用地	高潮対策			
93	千切漁港海岸	上天草市松島町千切地先	(水)	護岸		0.12		0.12		上天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
94	牟田海岸	上天草市姫戸町姫浦字真垣～字上合津越地先	(農)	護岸		2.64		2.64		上天草市の一部	農用地、その他	-	国道が造成されたため整備計画無し		
95	牟田漁港海岸	上天草市姫戸町姫浦地先	(水)	護岸		2.26		2.26		上天草市の一部	住宅地、その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
96	上天草港海岸(永目港区)	上天草市姫戸町永目地先	(港)	護岸		1.00		1.00		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			
97	姫戸港海岸	上天草市姫戸町姫浦地先	(港)	護岸、排水機場		3.27		3.27		上天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			
98	上天草港海岸(二間戸港区)	上天草市姫戸町二間戸地先	(港)	護岸、突堤、導流堤		3.47		3.47		上天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	高潮対策			
99	下貫漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町下貫地先	(水)	護岸消波工		1.27		1.27		上天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策	高潮による背後地の越波・飛沫被害を防止するため、護岸、消波工等の整備を行い、必要な防護施設を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
100	上天草港海岸(樋島港区・東風留地区)	上天草市龍ヶ岳町東風留地先	(港)	護岸		1.03		1.03		上天草市の一部	住宅地,商業業務地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
101	上天草港海岸(樋島港区・棚島地区)	上天草市龍ヶ岳町棚島地先	(港)	護岸		1.30		1.30		上天草市の一部	住宅地,その他	高潮対策			

別
図
参
照

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域			ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護 施策	内容
102	上天草港海岸 (樋島港区・洲崎地区)	上天草市龍ヶ岳町洲崎地先	(港)	護岸		2.31	3.8~4.5	2.31	3.8~4.5	別 図 参 照	上天草市の一部	住宅地,その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工エリーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
103	上天草港海岸 (樋島港区・瀬戸地区)	上天草市龍ヶ岳町瀬戸地先	(港)	護岸		0.90		0.90			上天草市の一部	住宅地,その他		高潮対策	
104	外平海岸	上天草市龍ヶ岳町樋島字島打場地先～上桶川地先	(農)	護岸、消波工 突堤		1.42		1.42			上天草市の一部	農用地、その他		侵食対策	
105	下桶川漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町下桶川地先	(水)	護岸		1.91		1.91			上天草市の一部	住宅地		高潮対策	
106	小屋河内漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町小屋河内地先	(水)	護岸 消波工		3.12	3.12	上天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策				
107	上天草港海岸 (大道港区)	上天草市龍ヶ岳町大道地先	(港)	護岸、突堤		2.70	2.70	上天草市の一部	住宅地,商業業務 地,その他		高潮対策				
108	大道漁港海岸	上天草市龍ヶ岳町大道地先	(水)	護岸 消波工		3.53	3.53	上天草市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他		高潮対策				
109	天草港海岸 (与一ヶ浦港区)	天草市御所浦町与一ヶ浦地先	(港)	護岸		0.80	0.80	天草市の一部	住宅地,その他		高潮対策				
110	横浦漁港海岸	天草市御所浦町横浦地先	(水)	護岸		1.64	1.64	天草市の一部	住宅地、公共用 地、その他		高潮対策				
111	天草港海岸 (柵ノ木港区)	天草市御所浦町柵木地先	(港)	護岸		0.37	3.5~4.5	0.37	3.5~4.5		天草市の一部	住宅地		高潮対策	
112	牧島漁港海岸	天草市御所浦町牧島地先	(水)	護岸		1.91	1.91	天草市の一部	住宅地、公共用 地、その他		高潮対策				
113	黒浜海岸	天草市御所浦町牧島字水ノ浦～字黒濱地先	(農)	護岸		0.63	0.63	天草市の一部	農用地		高潮対策				
114	芳ノ浦海岸	天草市御所浦町字芳ノ浦～字桜畑地先	(建)	護岸		0.21	0.21	天草市の一部	荒廃地		高潮対策				
115	長浦漁港海岸	天草市御所浦町長浦地先	(水)	護岸		2.62	2.62	天草市の一部	住宅地、公共用 地、その他		高潮対策				
116	田尻海岸	天草市御所浦町字大石～田の頭地先	(建)	護岸		0.78	0.78	天草市の一部	住宅地,農用地,そ の他		高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護 施策	内容
117	大通越海岸	天草市御所浦町字大通越又地先	(建)	護岸		0.17		0.17		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地,農用地,その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人エリーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
118	御所浦漁港海岸	天草市御所浦町字本郷地先	(水)	護岸		2.61		2.61			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
119	古場海岸	天草市御所浦町字洲の田～字古場地先	(建)	護岸		1.32		1.32			天草市の一部	住宅地,商業業務地,工業地,その他		高潮対策	
120	瀬戸目海岸	天草市御所浦町字古場～字瀬戸目地先	(建)	護岸		0.58		0.58			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
121	御所浦漁港海岸	天草市御所浦町字嵐口地先	(水)	護岸		4.24		4.24			天草市の一部	住宅地		高潮対策	
122	烏帽子漁港海岸	天草市御所浦町烏帽子地先	(水)	護岸		1.31		1.31			天草市の一部	住宅地,森林,公共用地,その他		高潮対策	
123	大浦元浦漁港海岸	天草市御所浦町大浦元浦地先	(水)	護岸		3.06		3.06			天草市の一部	住宅地,森林,公共用地,その他		高潮対策	
124	天草港海岸 (唐木崎港区)	天草市御所浦町唐木崎地先	(港)	護岸		0.45	3.5～4.5	0.45	3.5～4.5		天草市の一部	住宅地,農用地,その他		高潮対策	
125	鳴川海岸	天草市倉岳町棚底字岩見川～字鳴川地先	(農)	護岸		1.39		1.39			天草市の一部	農用地		高潮対策	
126	尾串海岸	天草市倉岳町棚底字尾串地先	(建)	護岸		0.08		0.08			天草市の一部	農用地		高潮対策	
127	天草港海岸 (棚底港区)	天草市倉岳町棚底地先	(港)	堤防、護岸		5.25		5.25			天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他		高潮対策	
128	目玉海岸	天草市倉岳町棚底字大平地先	(建)	護岸		0.09		0.09			天草市の一部	その他		高潮対策	
129	浦海岸	天草市倉岳町浦字梅戸～棚底字宮崎地先	(建)	堤防 護岸 突堤 消波堤		2.73		2.73			天草市の一部	住宅地,商業業務地,農用地,その他		高潮対策	
130	中形浦海岸	天草市倉岳町棚底字小島～宮田字志波田地先	(建)	護岸 突堤 離岸堤 樋門		1.75		1.75			天草市の一部	住宅地,商業業務地,農用地,その他		高潮対策	
131	宮田漁港海岸	天草市倉岳町宮田字大宮田～字浜田地先	(水)	護岸		3.49		3.49		天草市の一部	住宅地	高潮対策			

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他	
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況		防護 施策	内容
132	猪子田漁港海岸	天草市栖本町古江地先	(水)	護岸		1.58	3.5~4.5	1.58	3.5~4.5	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地、 その他	・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
133	栖本古江海岸	天草市栖本町古江字内潟地先	(農)	堤防、樋門 消波工、突堤	○	0.32		0.32			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
134	栖本漁港海岸 (古江地区)	天草市栖本町古江地先	(水)	護岸		0.64		0.64			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
135	栖本漁港海岸 (栖本地区)	天草市栖本町湯船原地先	(水)	護岸		0.82		0.82			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
136	栖本海岸	天草市栖本町湯船原字西～馬場字下差原地先	(農)	堤防 樋門	○	0.37		0.37			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策	
137	白洲海岸	天草市栖本町馬場字新白洲地先	(農)	堤防、樋門 消波工、突堤	○	1.43		1.43			天草市の一部	住宅地、農用地 その他		高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境・利用と調和のとれた海岸整備を目指す。
138	天草港海岸 (栖本港区)	天草市栖本町栖本地先	(港)	護岸		2.01		2.01			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策	
139	白戸漁港海岸	天草市栖本町馬場地先	(水)	護岸 消波工		1.18		1.18			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策	
140	塔の崎海岸	天草市下浦町字塔の崎～宇船地先	(建)	護岸 消波堤		1.16	3.5~5.5	1.16	3.5~5.5		天草市の一部	農用地、その他		高潮対策	
141	戸の崎漁港	天草市下浦町字崎野、田崎地先	(水)	護岸		0.61		0.61			天草市の一部	農用地、森林、 その他		高潮対策	
142	戸ノ崎海岸	天草市下浦町瀬の内地先	(建)	堤防 護岸 樋門		0.63		0.63			天草市の一部	住宅地、農用地		高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
143	天草港海岸 (金焼港区)	天草市下浦町地先	(港)	防波堤、護 岸、突堤		2.02		2.02			天草市の一部	住宅地、商業業務 地、農用地、その他		高潮対策	
144	石場海岸	天草市下浦町石場字小浦地先	(建)	護岸 樋門		1.14		1.14			天草市の一部	住宅地、農用地、 その他		高潮対策	
145	東外園海岸	天草市下浦町東外園字小浦～ 字先尾串地先	(建)	護岸 樋門		1.50		1.50			天草市の一部	住宅地、その他		高潮対策	
146	下浦漁港	天草市下浦町字外園地先	(水)	護岸 堤防		0.38		0.38		天草市の一部	住宅地、農用地、 その他	高潮対策			

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況			内容	
147	江崎海岸	天草市下浦町字外園～字前洗地先	(建)	護岸 樋門		1.31		1.31		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
148	須森海岸	天草市下浦町出崎～須森地先	(建)	護岸 消波堤 樋門		1.07	3.5～5.5	1.07	3.5～5.5		天草市の一部	住宅地,農用地				
149	船場海岸	天草市下浦町須森～船場地先	(建)	護岸 突堤		0.90		0.90			天草市の一部	住宅地,その他			高潮対策	既設天端高の不足により、民家・耕地に越波被害が生じているため、直立波消ブロックを整備して、波浪による背後地への被害を軽減する。
150	大門港海岸 (大門地区)	天草市大門地先	(港)	護岸		5.69		5.69			天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	侵食・ 高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
151	大門港海岸 (平床地区)	天草市平床地先	(港)	護岸		0.86		0.86			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	侵食・ 高潮対策			
152	前湯海岸	天草市楠浦町八ツ枝～本越地先	(建)	護岸		0.10		0.10			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			
153	立浦海岸	天草市楠浦町字立浦地先	(農)	堤防 樋門	○	0.32		0.32			天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確認する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
154	観音海岸	天草市楠浦町立浦～荒の辺田地先	(建)	護岸		1.86		1.86			天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
155	大宮地海岸	天草市新和町大宮地地先	(建)	護岸 突堤		0.64		0.64			天草市の一部	住宅地,工業地,その他	高潮対策			
156	荒新開海岸	天草市新和町大宮地字下釜～字柳地先	(建)	護岸 水門・樋門		0.70	3.0～5.0	0.70	3.0～5.0		天草市の一部	住宅地,工業地,農用地,その他	高潮対策		高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。	
157	天草港海岸 (大宮地港区)	天草市新和町大宮地地先	(港)	護岸		1.87		1.87			天草市の一部	その他	高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
158	椋浦海岸	天草市新和町大尾字白岩～字椋浦地先	(建)	護岸 樋門		0.22		0.22			天草市の一部	農用地,その他	高潮対策		既設施設の老朽化に伴う漏水対策を行うとともに、近接する民家への被害を軽減する対策を行う。	
159	先留海岸	天草市新和町大尾字先留～字先留又地先	(建)	護岸		0.25		0.25			天草市の一部	住宅地,農用地,その他	高潮対策			
160	浦ノ迫海岸	天草市新和町大尾字先留～字浦ノ迫地先	(建)	護岸		0.23		0.23		天草市の一部	農用地	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。			
161	天草港海岸 (天附港区)	天草市新和町大尾地先	(港)	護岸		0.33		0.33		天草市の一部	住宅地,農用地,森林,その他	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法		その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性	
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況			内容	
162	天附海岸	天草市新和町大多尾字小天附地先～字中ノ尾地先	(農)	堤防 樋門	○	0.23		0.23		別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策	高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、堤防等の整備を行い、必要な防護機能を確保する。整備に当たっては、環境、利用と調和のとれた海岸整備を目指す。		
163	横島海岸	天草市新和町大多尾字西横島地先	(建)	護岸 突堤		1.26		1.26			天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
164	大多尾漁港海岸	天草市新和町大多尾地先	(水)	護岸		1.19		1.19			天草市の一部	住宅地	高潮対策			
165	下大多尾漁港海岸	天草市新和町大多尾地先	(水)	護岸		1.16		1.16			天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策			
166	惣津海岸	天草市新和町大多尾字山桃木～字惣津地先	(建)	護岸		0.42		0.42			天草市の一部	住宅地、農用地、森林、その他	高潮対策		必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
167	小峯海岸	天草市新和町大多尾字赤穂木～字青佐ヶ浦地先	(建)	護岸		0.45		0.45			天草市の一部	住宅地、農用地、森林、その他	高潮対策			
168	立漁港海岸	天草市新和町小宮地地先	(水)	護岸		3.10		3.10			天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策			
169	二本木漁港海岸	天草市新和町小宮地地先	(水)	護岸		1.77	3.0～5.0	1.77	3.0～5.0		天草市の一部	住宅地、農用地、森林	高潮対策			
170	宮地ヶ浦海岸	天草市新和町小宮地字宮地ヶ浦地先	(農)	堤防 樋門	○	0.63		0.63			天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
171	天草港海岸 (中田港区)	天草市新和町中田地先	(港)	護岸		2.95		2.95			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、森林、その他	高潮対策			
172	大坪海岸	天草市新和町中田字大坪地先	(建)	護岸		0.70		0.70			天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策			
173	松崎海岸	天草市河浦町宮野河内字塘の内～字鯨胴地先	(建)	護岸 樋門		0.46		0.46			天草市の一部	住宅地、農用地、その他	高潮対策			
174	船津漁港海岸	天草市河浦町宮野河内地先	(水)	護岸		10.63		10.63			天草市の一部	住宅地、商業業務地、農用地、その他	高潮対策			
175	女岳漁港海岸	天草市河浦町宮野河内地先	(水)	護岸		2.88		2.88			天草市の一部	農用地、その他	高潮対策			
176	天草港海岸 (上平港区)	天草市河浦町宮野河内地先	(港)	護岸、堤防		4.92		4.92		天草市の一部	住宅地、農用地	高潮対策				

別表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域 《八代海沿岸》

イ)海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ)海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ハ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ)維持又は修繕の方法	その他		
No	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		施設 配置	受益の地域・状況		維持又は修繕の方法	防護 施策	整備の方向性 内容
						延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)		地域	状況			
178	下平漁港海岸	天草市深海町下平地先	(水)	護岸		1.06	3.0~5.0	1.06	3.0~5.0	別 図 参 照	天草市の一部	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防、護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)、人工リーフについては、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	高潮対策	必要に応じて既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
177	下平海岸	天草市深海町下平宇宇烏帽子岩 ~字出月地先	(農)	護岸	1.75	1.75		天草市の一部			住宅地、農用地	侵食対策			
179	深海漁港海岸	天草市深海町深海地先	(水)	護岸	3.79	3.79		天草市の一部			住宅地、農用地、 その他	高潮対策			
180	白戸海岸	天草市久玉町本郷字下白戸地先 ~字上白戸地先	(農)	護岸	0.32	0.32		天草市の一部			農用地	侵食対策			
181	浅海漁港海岸	天草市深海町浅海地先	(水)	護岸	7.91	7.91		天草市の一部			住宅地、農用地、 商業業務地、その他	高潮対策			
182	山の浦漁港海岸	天草市久玉町山の浦地先	(水)	護岸	4.76	4.76	天草市の一部	住宅地、農用地、 その他	高潮対策						

沿岸名：八代海沿岸

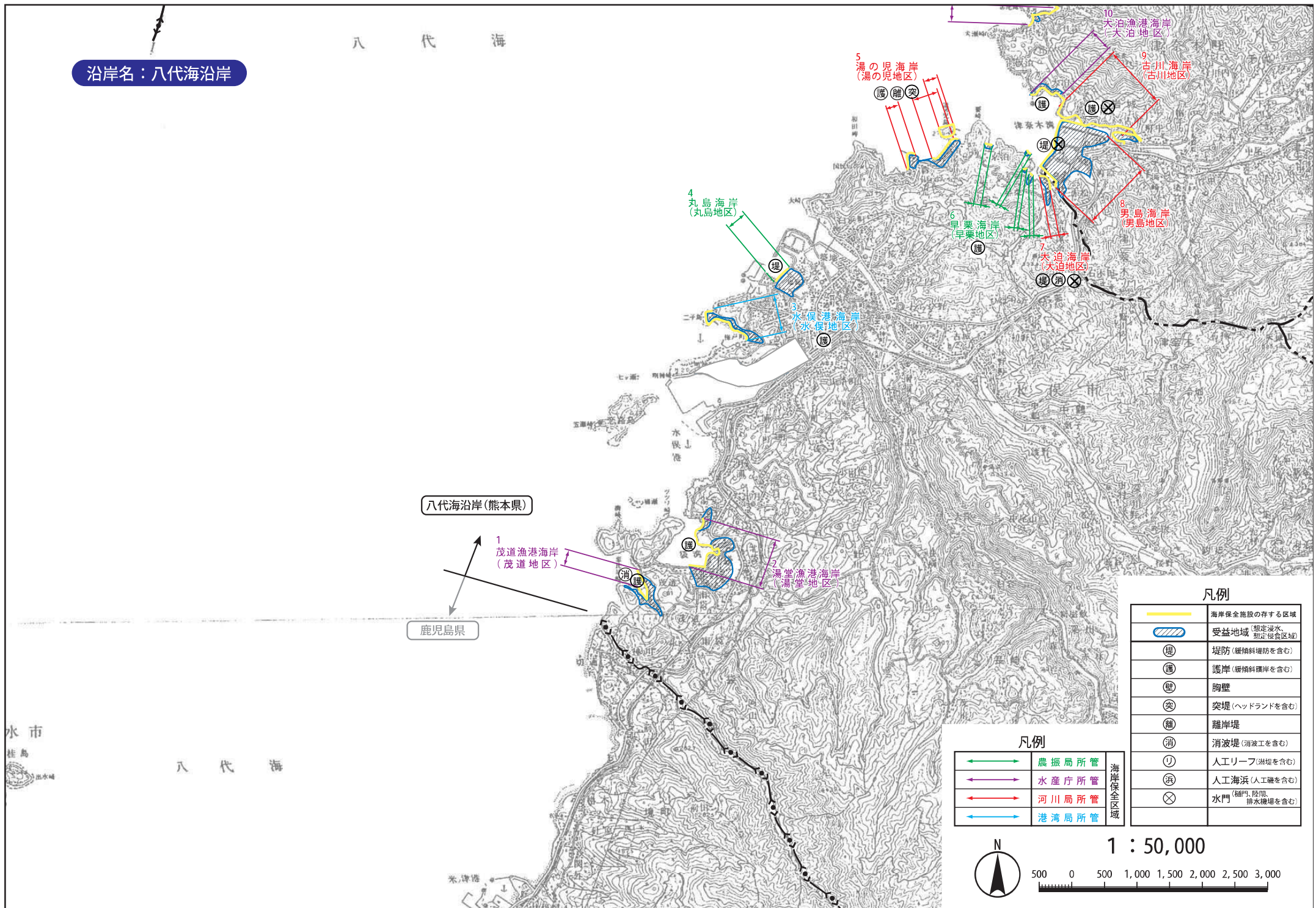


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：(1/10)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

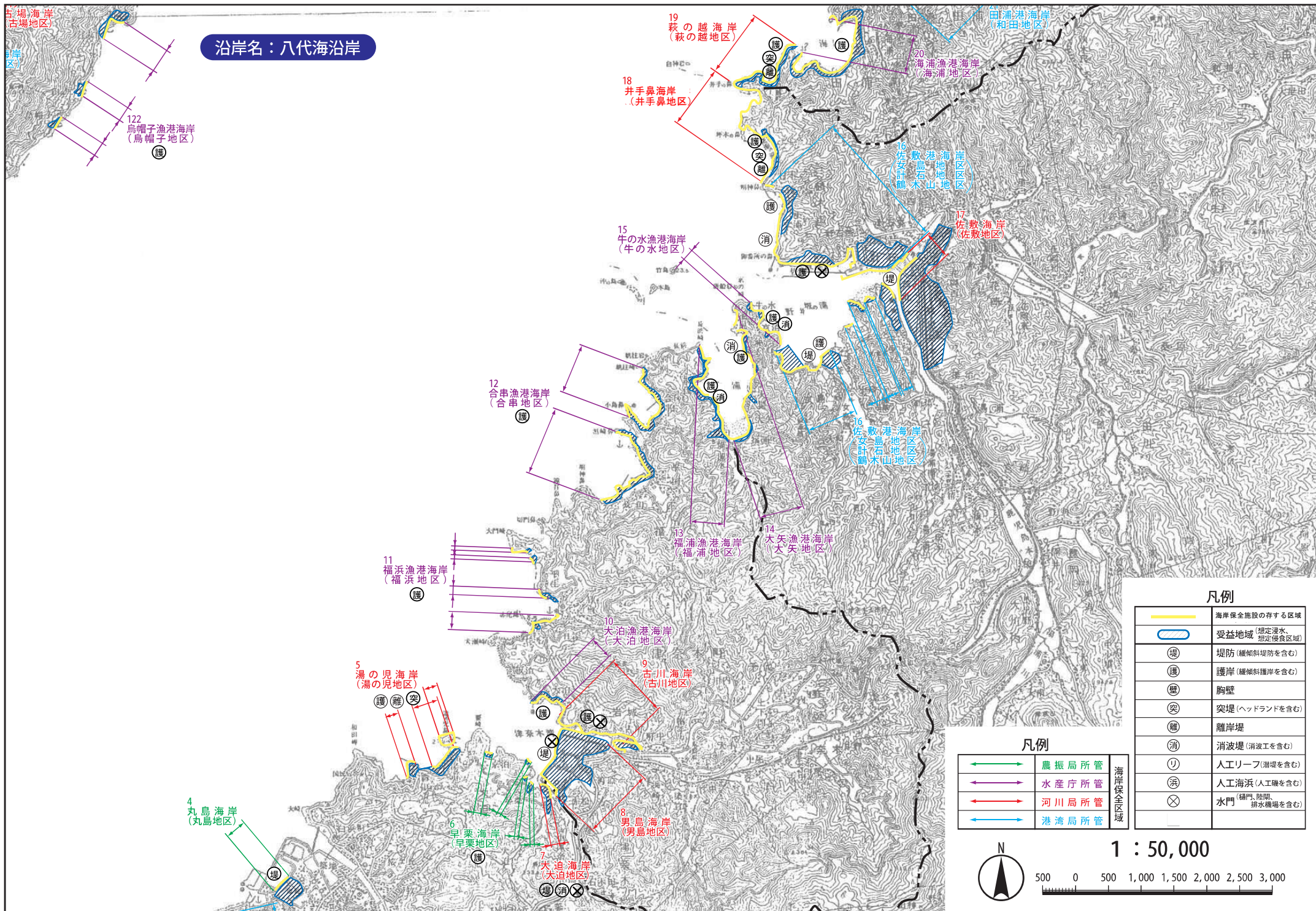


図 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域：(2 / 10)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

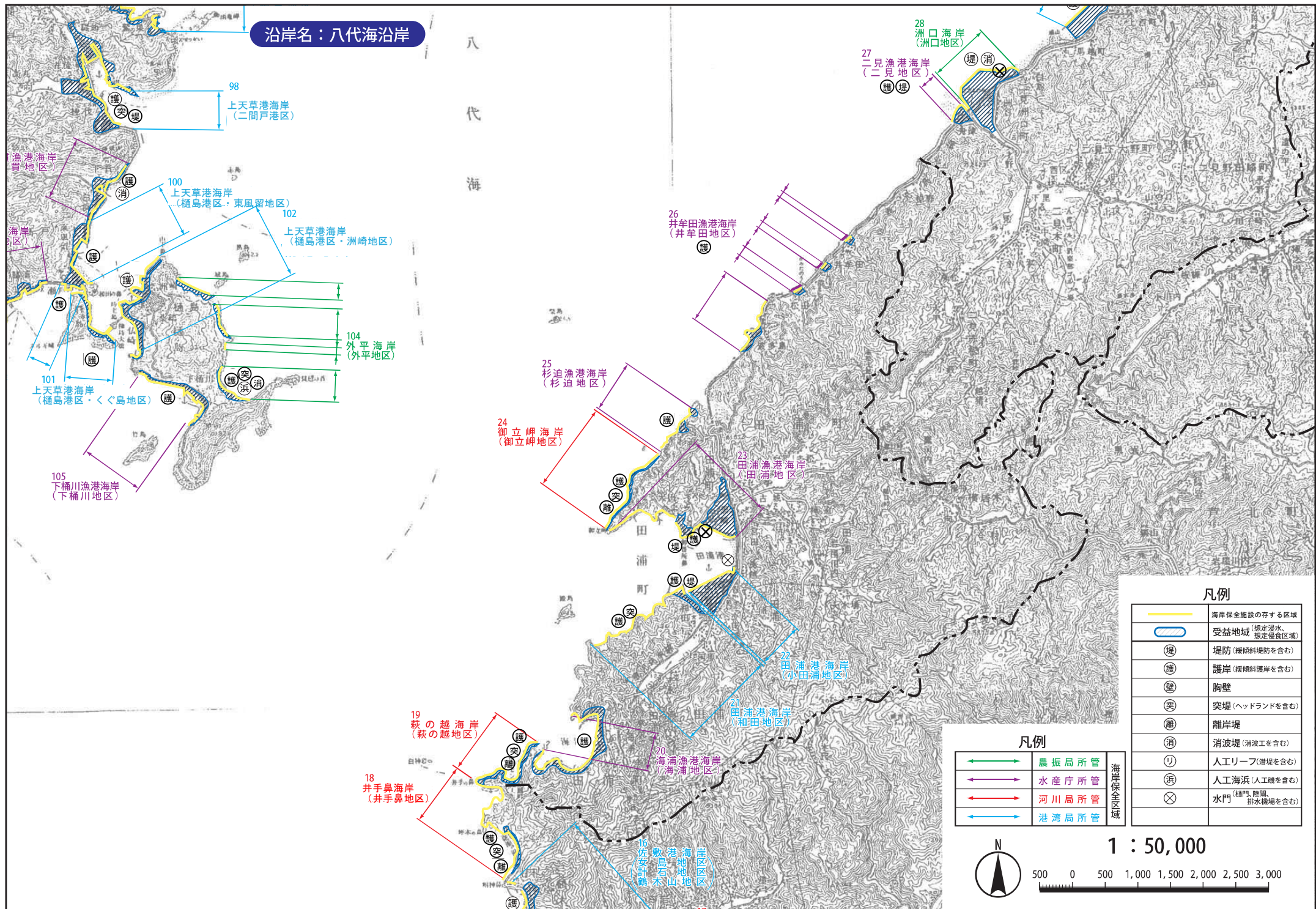
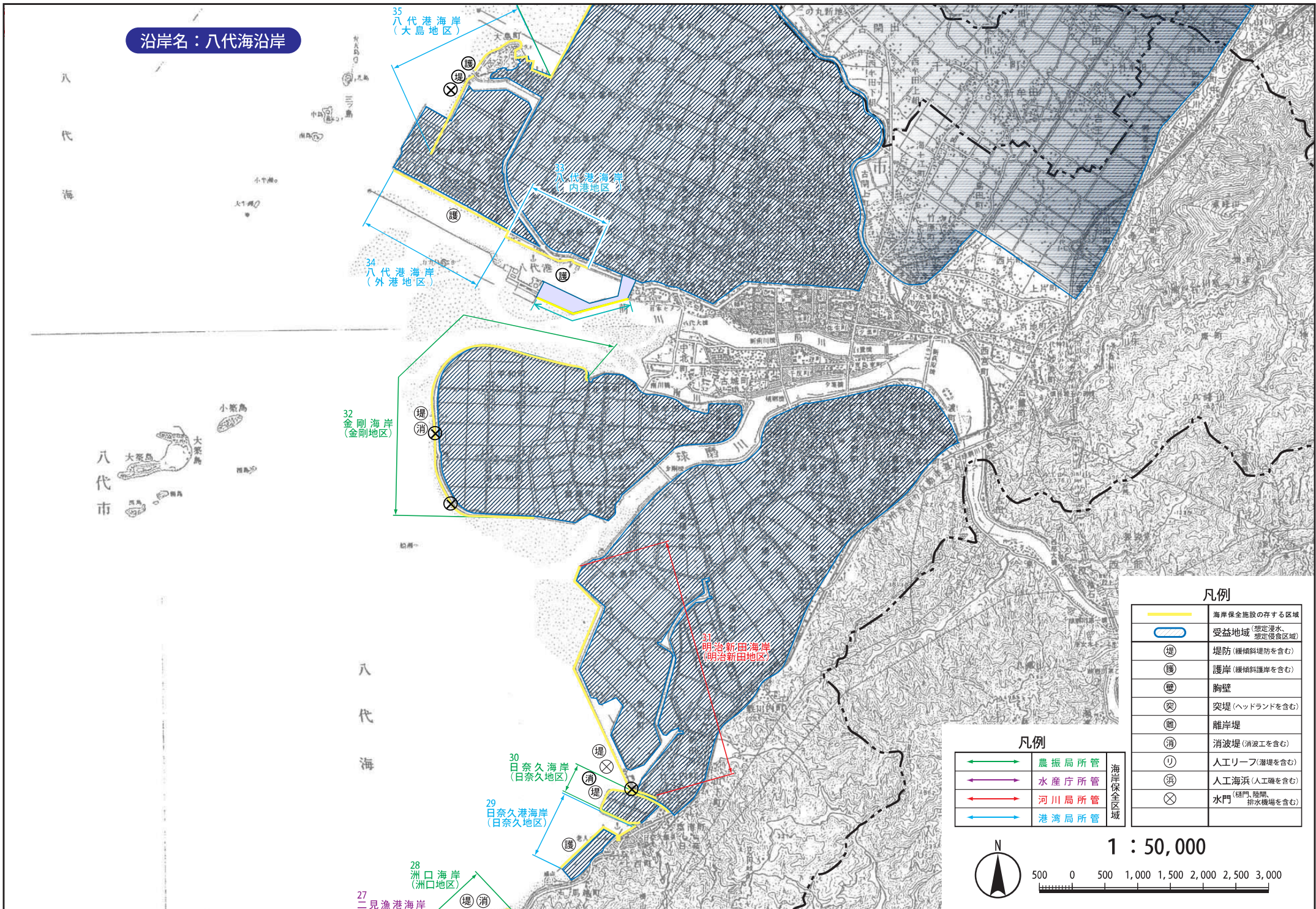


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(3/10)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R3JHF 46」, 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



凡例	
	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (橋門、陸間、排水機場を含む)

凡例		海岸保全区域
	農振局所管	
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	

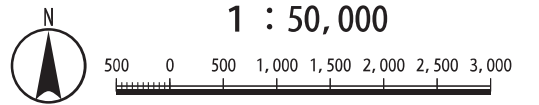


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(4/10)
 「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



1 : 50,000

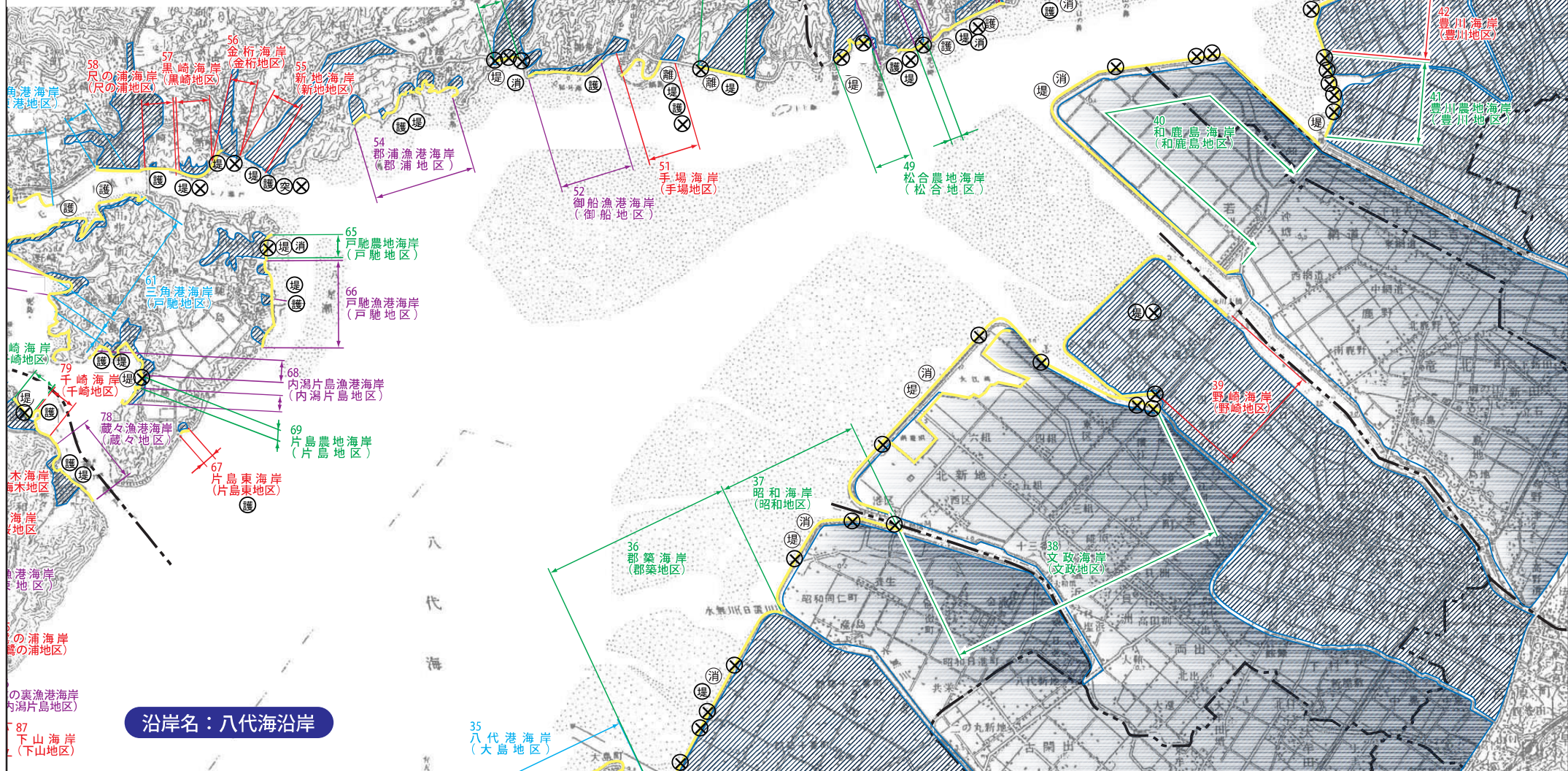
500 0 500 1,000 1,500 2,000 2,500 3,000

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定復食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (湛堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



沿岸名：八代海沿岸

図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(5 / 10)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」, 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸

島原湾



凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (消波を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閉門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



1 : 50,000

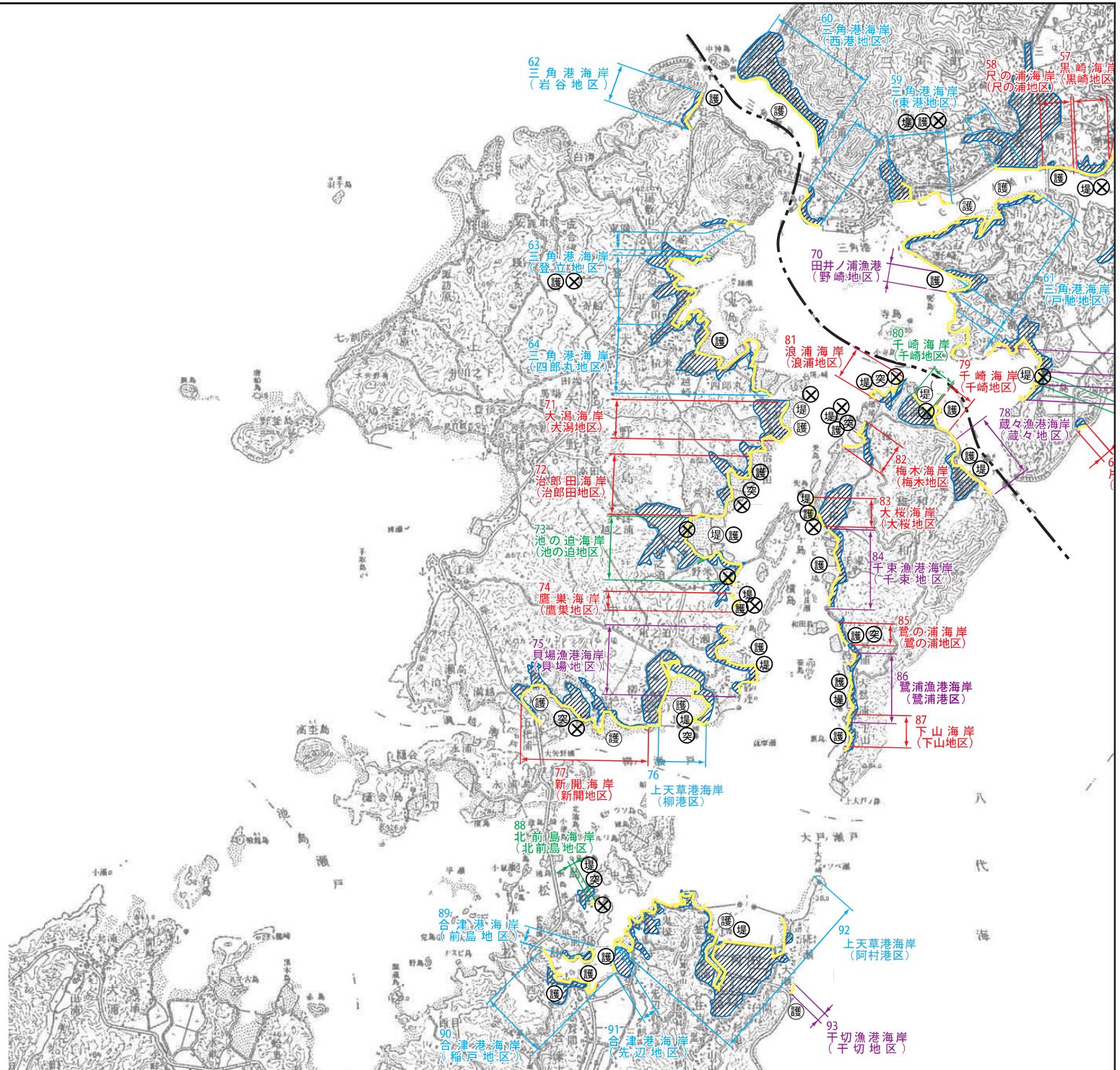


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(6 / 10)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」、本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潮堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



1 : 50,000

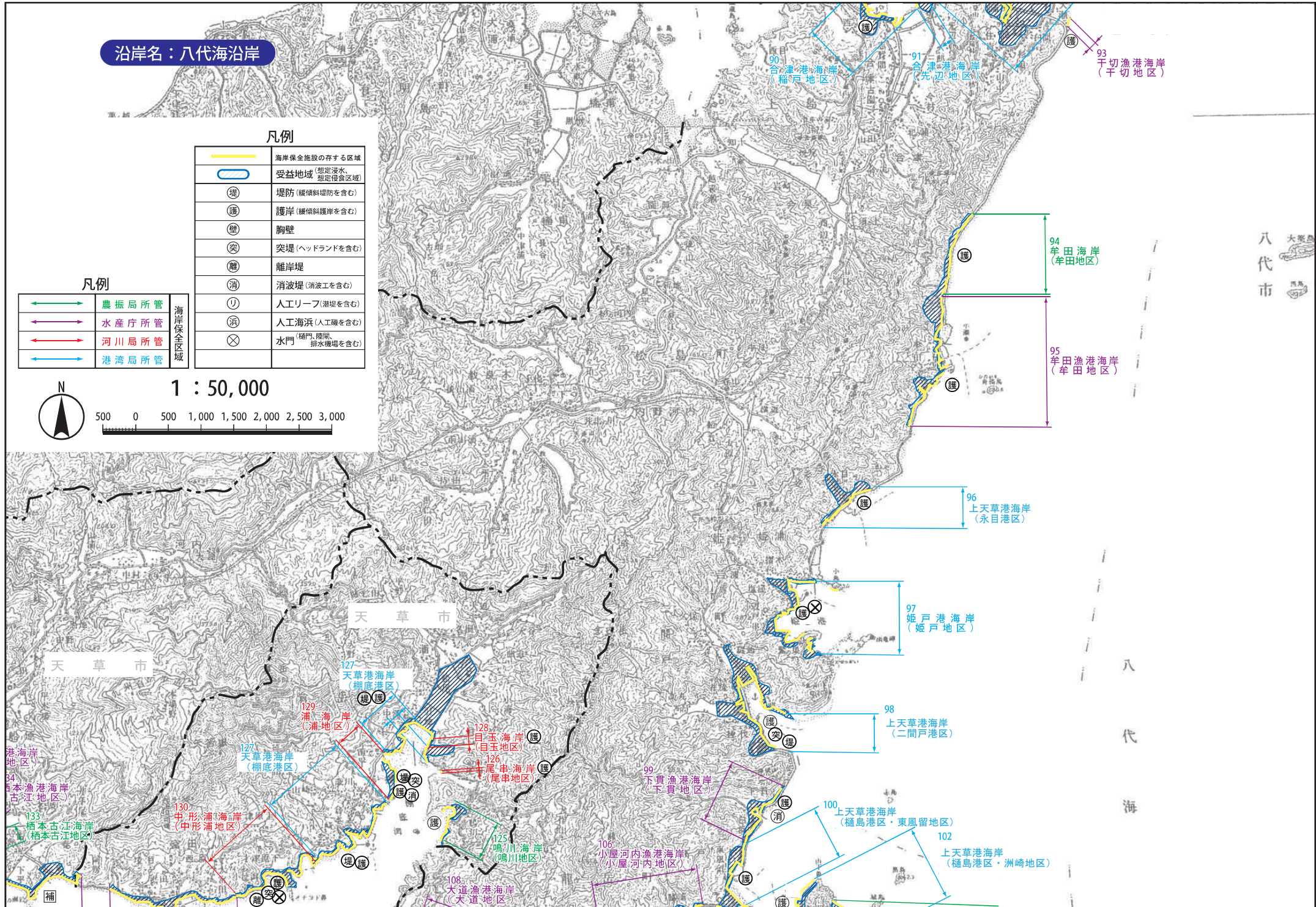


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(7 / 10)

「測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R3JHF 46」, 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

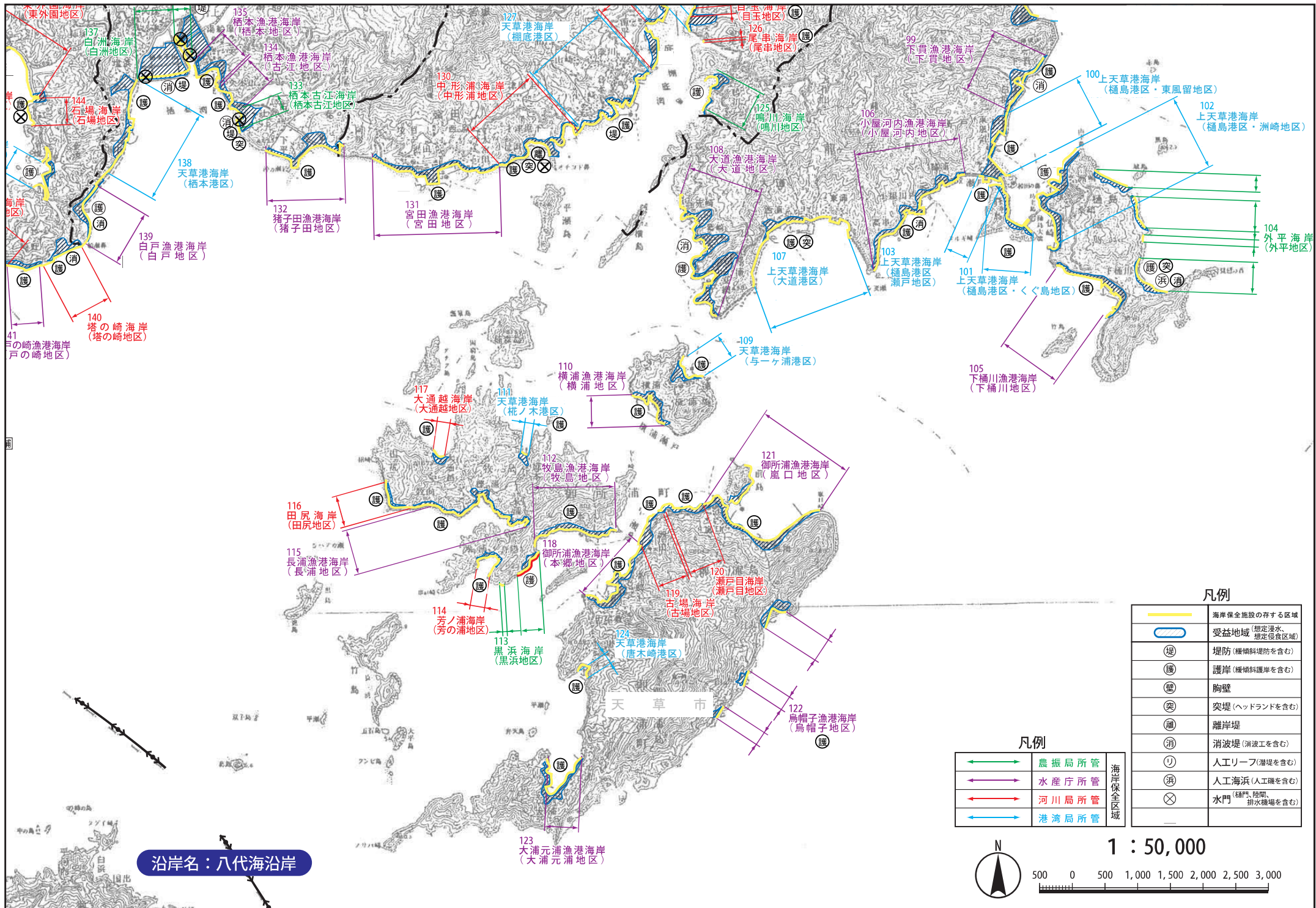
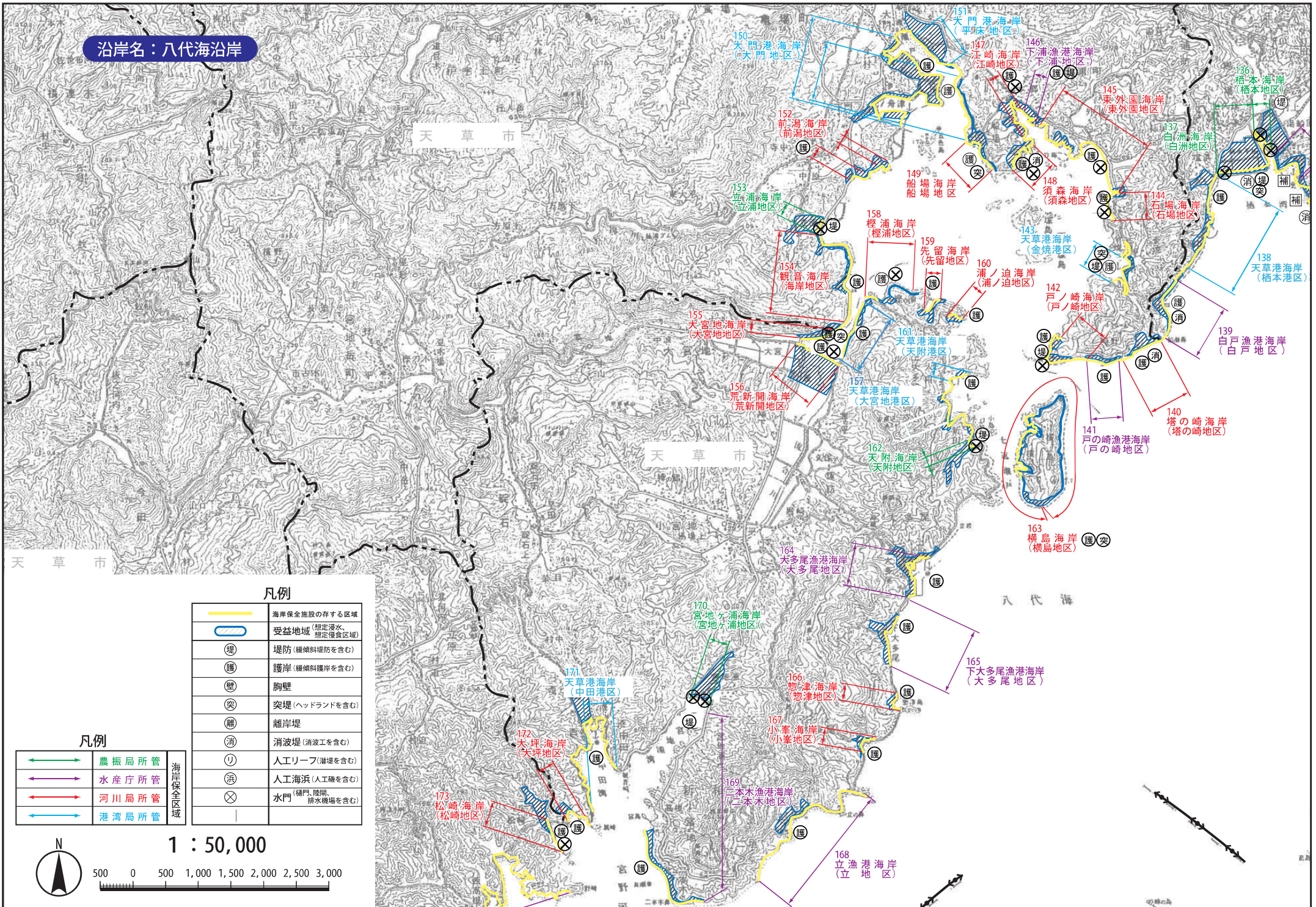


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(8 / 10)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

沿岸名：八代海沿岸



凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水、想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (消波を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (樋門、閘門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	

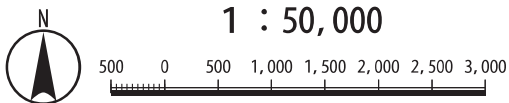
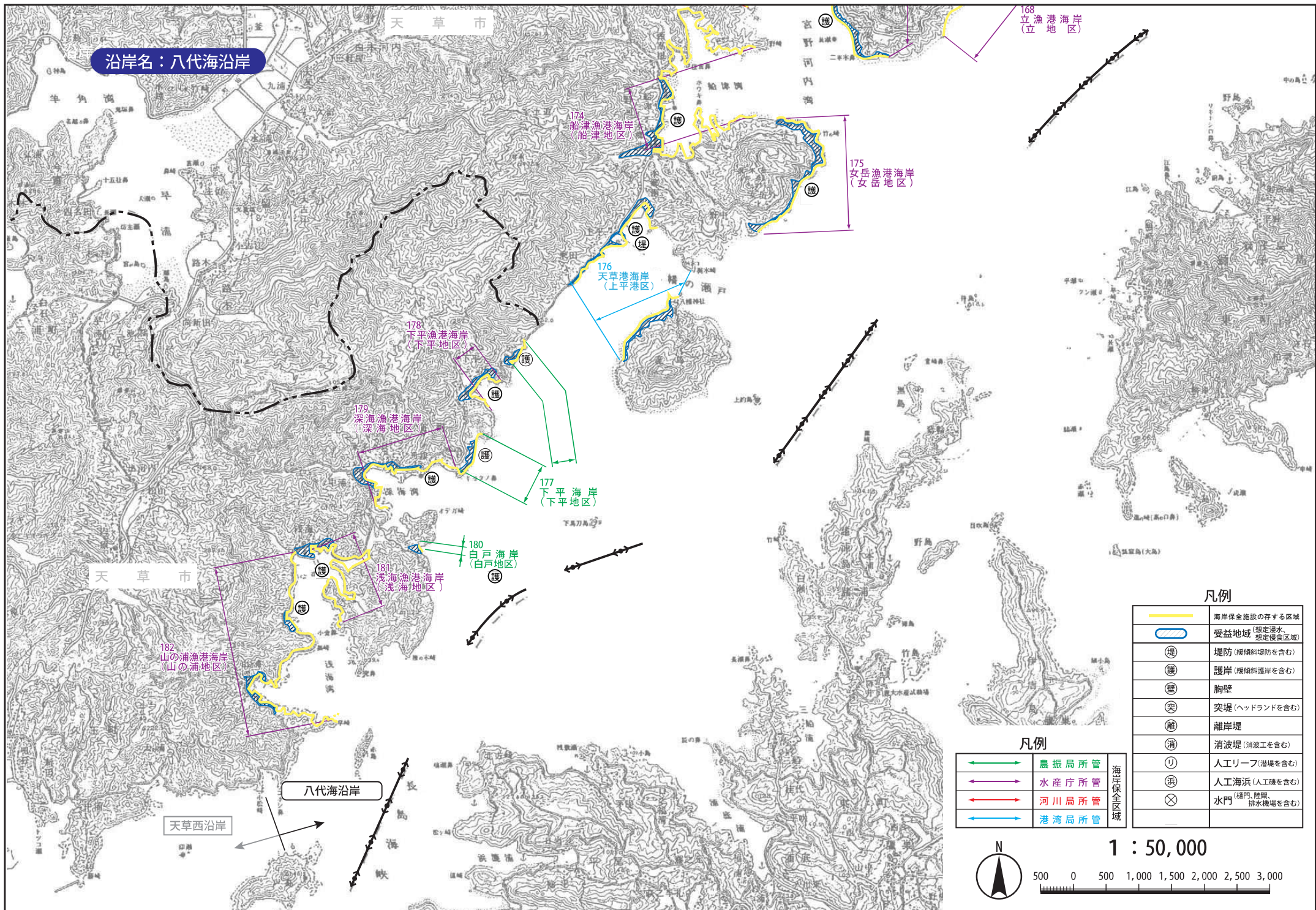


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(9 / 10)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHF 46」、 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



沿岸名：八代海沿岸

168 立漁港海岸 (立地区)

174 船津漁港海岸 (船津地区)

175 女岳漁港海岸 (女岳地区)

176 天草港海岸 (上平港区)

178 下平漁港海岸 (下平地区)

179 深海漁港海岸 (深海地区)

177 下平海岸 (下平地区)

180 白戸海岸 (白戸地区)

181 浅海漁港海岸 (浅海地区)

182 山の浦漁港海岸 (山の浦地区)

八代海沿岸

天草西沿岸

凡例

	海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定湧水、想定優食区域)
	堤防 (縦断斜堤防を含む)
	護岸 (縦断斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	人工海浜 (人工磯を含む)
	水門 (総門、陸門、排水機場を含む)

凡例

	農振局所管	海岸保全区域
	水産庁所管	
	河川局所管	
	港湾局所管	



1 : 50,000

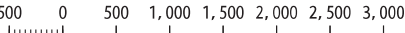


図 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域：(10/10)
 「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHF 46」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」